# 2026（令和 8）年度
# 公害防止管理者等資格認定講習
# 案内書

受講仮申込書の提出先
及び問い合わせ先 → **最終頁参照**

案内書は、最後までよく読んで記載内容に同意したうえで申込んでください。
申込まれた場合は、案内書のすべての記載事項に同意されたものとみなします。

申込方法：インターネットから申請用紙を作成して郵送してください。
講習の申込には受講者 1 人につき 1 つのメールアドレスが必要です。

仮申込の期限を過ぎたお申込みは、いかなる理由でも受理いたしません。

講習受講料は、受講本申込書受理後には返還いたしませんので、ご注意願います。

注意：この講習は国家資格である公害防止管理者として一定レベルの知識を習得するものです。講義視聴完了後に別途実施される修了試験に合格すると国家試験で合格した場合と同等の資格が付与されます。
修了試験は国家試験に準ずるレベルにあります。

一般社団法人産業環境管理協会
公害防止管理者試験センター
電　　話：03 (3528) 8156
業務時間：9：00～17：00　URL: https://www.jemai.or.jp




当協会ホームページの申込サイトより「受講仮申込書」を作成のうえ、必要書類と合わせて郵送にてお申込みください。「受講仮申込書」及び「受講本申込書」を FAX または電子メールで送付する方法での申込は受け付けておりませんので、ご了承ください。

# 目次


はじめに：受講までの流れ ..... 1
１．講習を受けるための資格 ..... 2
２．仮申込みと受講資格審査 ..... 2
３．受講資格審査結果の通知 ..... 2
４．本申込みと講習受講料の納付 ..... 2
５．ｅ－ラーニング講習 ..... 3
６．CBT による修了試験 ..... 3
７．聴講免除 ..... 3
８．修了試験の結果 ..... 3
Ⅰ．実施スケジュール ..... 4
Ⅱ．受講仮申込み手続きについて ..... 5
１．提出書類 ..... 6
１．１　技術資格 ..... 6
別表 A 技術資格 ..... 8
１．２　学歴資格 ..... 12
別表 B 学歴及び実務経験資格 ..... 14
２．必要書類の作成及び提出について ..... 18
２．１　公害防止管理者等資格認定講習受講仮申込書【様式第 1】 ..... 18
２．２　受講希望者が勤務している特定工場の概要【様式第 2】 ..... 18
２．３　公害防止実務証明書【様式第 3】 ..... 18
様式第１・２・３の印刷見本 ..... 20
Ⅲ．参考資料 ..... 23
参考１　大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設 ..... 23
参考２　大気汚染防止法対象のばい煙発生施設と特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下「管理者法」という。）の資格の関係 ..... 25
参考３　大気汚染防止法対象の一般粉じん発生施設と管理者法の資格の関係 ..... 26
参考４　大気汚染防止法対象の特定粉じん発生施設と管理者法の資格の関係 ..... 27
参考５　水質汚濁防止法対象の汚水等排出施設と管理者法の資格の関係 ..... 28
参考６　騒音規制法対象施設と管理者法の資格の関係 ..... 41
参考７　振動規制法対象施設と管理者法の資格の関係 ..... 42
参考８　ダイオキシン類対策特別措置法対象施設と管理者法の資格の関係（１） ..... 43
参考９　ダイオキシン類対策特別措置法対象施設と管理者法の資格の関係（２） ..... 43
参考 10　工場、事業場の規模と選任すべき公害防止管理者等の関係 ..... 45
＜講習区分別　講習科目及び時間数＞ ..... 47
＜講習区分別　講習受講料＞ ..... 48


**個人情報の取扱いについて**

一般社団法人産業環境管理協会 公害防止管理者試験センターは申込みにおける氏名、生年月日、住所等の個人情報に関しましては、講習事務のみに利用し、それ以外の目的では一切利用しません。

## 【重要事項】資格認定講習について

資格認定講習は、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下、管理者法）」施行令に基づき、技術資格又は学歴及び実務経験資格を有する方を対象に行うものです。

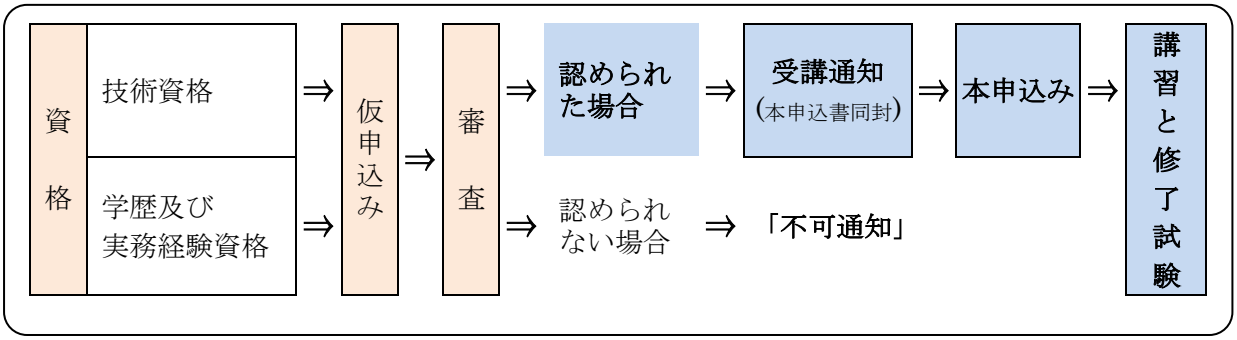
**技術資格又は学歴及び実務経験資格を有する方**が、書類審査を経て**規定の講習を受講し、かつ、修了試験に合格した場合、**国家試験に合格した場合と同等の資格が付与されます。

実務経験等が必要な国家資格において、ここ数年、不正な実務経験で申告し資格を取得していた不適正事案があり、取得した資格が取り消されています。本講習を申込むにあたり、**実務経験期間、実務内容など、提出書類に偽りがないよう**書類の作成をお願いします。

**＜虚偽申請による資格取消について＞**

虚偽により受講資格を得て公害防止管理者等の資格を取得した者は、資格取消の対象となります。又、取り消しを受けた者とその会社の従業員（取り消しを受けた者が勤務する会社が受講資格を証明する委託先の従業員を含む）は、業務規程第２９条により処分を受けた年度から起算して 3 年度が経過するまで受講申請することはできません。

## はじめに：受講までの流れ




**＜講習＞**

- 講習は e－ラーニング講習にて実施します。対面での講習はありません。
- e－ラーニング講習とは、講義動画をパソコンやスマートフォンなどの端末によって視聴して学習する講習方式です。インターネットで動画を再生できる環境があれば、自宅や職場でいつでも聴講ができます。
- 受講を希望する場合は、仮申込み登録時にメールで案内される方法に従って、あらかじめ動画の再生確認を行ったうえでお申込みください。

**＜修了試験＞**

- e－ラーニング講習の受講が完了した後、CBT による修了試験を行います。

  ※CBT（Computer Based Testing）とは、コンピュータを設置した試験会場でパソコンを使用して行うテストです。

- e－ラーニング講習の完了後、当協会からの案内に従って、受講者本人が試験会場と受験日時を予約し、修了試験を受験します。試験会場は、全国 47 都道府県 200 カ所の会場より選択することができます。

## １．講習を受けるための資格

- 次の二つの資格のうちどちらか一つが必要です。**資格のない方は受講することができません。**

| | |
|---|---|
| 1 | ●技術資格<br>（詳細は 8～11 ページの別表 A 参照） |
| 2 | ●学歴及び実務経験資格<br>（詳細は 14～17 ページの別表 B 参照） |

## ２．仮申込みと受講資格審査

- 下記 Web 申込システム画面から仮申込書（様式第 1～3、同意書など）を作成し、仮申込期間内に付属書類とともに郵送にてお申込みください（4～5 ページ）。
- 配達記録を残したい場合は、簡易書留やレターパックで郵送してください。また、申込書の作成後はホームページのマイページから状況確認ができます。

公害防止管理者等資格認定講習 Web 申込システム：

https://pcm-n.jemai.or.jp/members

- 「Ⅱ．受講仮申込み手続きについて（5 ページ～）」をよく読んで、仮申込みしてください。
- 仮申込締切後の申請内容変更は一切できません。

## ３．受講資格審査結果の通知

- 仮申込審査結果の通知は書面またはメールで行います。電話での問合せには応じられません。
- 受講が認められた場合は、仮申込書到着から 1～2 週間程度で、仮申込書（様式第 1）に記載の**勤務先**へ「受講本申込書」と「受講通知書」の書面を送付します。マイページから状況の確認ができます。
- 受講が認められなかった場合は、「受講不可通知」をメールで送付します。
- 講習テキストについては受講通知書とともにご案内いたします（テキスト代は講習受講料には含まれません）。
- 平成 18 年度以降に公害防止管理者又は公害防止主任管理者の資格を取得された方が講習を受講する場合、保有資格取得時に受験・受講した科目と共通の科目の聴講を免除することが可能です。詳しくは「7．聴講免除」及び受講通知書同封の書面にてご確認ください。

## ４．本申込みと講習受講料の納付

- 受講本申込書同封の払込取扱票にて受講料を振込み、必要事項を記入した受講本申込書に、振替払込受付証明書を貼付して申込先の分室に送付ください。
- 受講本申込書の到着後、10 営業日程度でｅ－ラーニング講習の案内を電子メールでお送りします。
- 講習受講料は 48 ページをご参照ください。
- 受講本申込書受理後の講習受講料の返金及び受講者の変更はできません。

## ５．ｅ－ラーニング講習

- 電子メールの案内に従い、ｅ－ラーニング講習サイトにログインし、指定された期限内に講義動画を視聴ください。
  ※原則、受講期間 28 日間で 13～35 時間の講義動画を視聴することになります（講習区分によって講義時間は異なります。詳しくは 47 ページ参照）。
- すべての講義動画の視聴完了後、10 営業日程度で修了試験の案内を電子メールでお送りします。
- すべての講義動画の視聴が完了していない場合、修了試験の案内は送信されません。

## ６．CBT による修了試験

- 修了試験の予約の案内は電子メールで行います。
- 配信された案内に従い、修了試験の予約サイトにログインし、指定された試験実施期間内で試験日時・試験会場を予約して受験してください。
  ※試験会場一覧に表示される試験会場のうち、特定試験専用会場（限定試験会場）は本認定講習の修了試験会場の対象外のため選択できません。
- 翌年度の 4 月 1 日以降の予約はできません。
- 修了試験に合格すると資格を取得できます。（不合格の場合、再試験などはありません。）

## ７．聴講免除

- 平成 18 年度以降に公害防止管理者又は公害防止主任管理者の資格を取得された方（国家試験区分合格、資格認定講習修了のいずれも含みます）が講習を受講する場合、保有資格取得時に受験・受講した科目と共通の科目の講義について聴講免除が可能です。（平成 17 年度以前の資格は、科目構成が異なるため、免除の対象となりません）
- 免除できるのは講習の聴講のみです。修了試験はすべての科目を受験する必要があります。
- 聴講免除を希望される方は「受講本申込書」提出時に、保有する合格証書又は修了証書のコピーを添付してください。

## ８．修了試験の結果

- 修了試験の合格者には修了証書を、不合格者には結果通知を**勤務先**へ郵送します（修了証書は簡易書留、結果通知は封書（普通郵便））。
- 結果通知には正答した数又は修了できなかった理由を記載してお知らせします。なお、試験問題等に関する問合せにはお答えできません。
- 令和 9 年 1 月 20 日までに修了試験を受けた方は令和 9 年 2 月中旬に結果を発送します。令和 9 年 1 月 21 日以降に修了試験を受けた方は令和 9 年 4 月下旬に結果を発送します。
- 結果の内容や結果発表の日程についての問合せには応じられませんのでご了承ください。

# Ⅰ．実施スケジュール

**仮申込期間及び受講期間**

<table>
<tr><th>区分</th><th>①仮申込期間</th><th>②e-ラーニング受講期間及び受講期限</th><th>③CBT による修了試験</th></tr>
<tr><td>大気関係第1種<br>大気関係第2種<br>大気関係第3種<br>大気関係第4種<br>水質関係第1種<br>水質関係第2種<br>水質関係第3種<br>水質関係第4種<br>騒音・振動関係<br>一般粉じん関係<br>ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類関係</td><td>令和 8 年<br>10 月 13 日（火）～<br>令和 9 年<br>1 月 25 日（月）</td><td rowspan="2">28 日間<br>最終受講期限<br>令和 9 年 3 月 10 日（水）<br>受講開始日によって受講期間が変わります。ご案内する期間内に受講を終了してください。</td><td rowspan="2">指定された試験実施期間内で試験日時・試験会場を予約してください。</td></tr>
<tr><td>特定粉じん関係<br>主任管理者</td><td>令和 8 年<br>10 月 13 日（火）～<br>11 月 20 日（金）</td></tr>
</table>

① 仮申込期間

・ 区分により仮申込期間が異なります。上記①仮申込期間をご確認ください。仮申込期間中は随時受け付けます。

【書類審査】

・ 仮申込みの書類が到着後 1～2 週間で審査を行い、審査結果（本申込書）を郵送でお送りします。受講料の支払後、本申込書を郵送してください。

・ 当協会が本申込書を受理してから、10 営業日程度でｅーラーニング講習の案内を電子メールでお送りします。送信メールアドレスは polcon-staff@jemai.or.jp となりますので、受信可能な状態に設定をお願いします。

・ 申込から受講終了までのイメージは下記 URL を参照してください。
https://pcm-n.jemai.or.jp/members/application-procedures

② e-ラーニング受講期間及び受講期限

・ 指定された期間内（原則 28 日間）に講義動画の視聴を終了してください（講習時間は 47 ページ参照）。なお、受講開始の案内後、視聴開始が遅くなった場合は、受講期間が短くなります。

・ 受講期間は、毎日 1～2 時間程度ですべての講義動画の視聴が完了するように設定されています。講義動画の視聴が早く完了すれば、28 日間を待たずに修了試験の案内をいたします。受講期間内であれば講義動画は繰り返し視聴することが可能です。

・ 本年度の認定講習では、令和 9 年 3 月 10 日までに視聴を完了しないと、修了試験の試験日・試験会場の予約ができず、修了試験を受験することができませんので、早めのお申込み及び期限までの視聴をお願いします。

③　CBT による修了試験

・　ｅ－ラーニング講習完了後（すべての講義動画の視聴完了後）、10 営業日程度で申込時に登録したメールアドレス宛に修了試験の案内（試験会場等）をお送りします。指定された試験実施期間内（3 週間程度）で試験日時・試験会場を予約して受験してください。

・　予約した試験日程の変更は試験日の 3 営業日前までに行ってください。3 営業日以降は変更できません。

・　翌年度の 4 月 1 日以降の予約はできません。年度内に受験してください。また、3 営業日前までに予約しないと最終日である 3 月 31 日の受験はできません。

## Ⅱ．受講仮申込み手続きについて

【重要事項】
ある国家資格において虚偽の実務経験を申告し、資格を取得していた不適正事案があり、取得した資格が取り消されました。**実務経験期間、実務内容など提出書類に虚偽がないよう**書類を作成してください。

・受講仮申込みの前に、1 ～ 4 ページの「受講までの流れ」をよく読んでご理解ください。
・当協会のホームページの申込サイトより書類を作成して提出してください。
・**仮申込書類の送付先は、Web 申込サイトで必要事項入力後に表示されます。**送付先は、最終頁の「受講仮申込書の提出先及び問い合わせ先」でも確認できます。
・**仮申込期間の最終日必着で、**必要書類一式を**郵送**してください。
※FAX、メールでの事前審査や申込等は受け付けておりません。
※郵便以外の宅配便等で信書（申込書）は送付できません。
・**書類不備、記載不備の場合には受講資格審査が受けられません**ので注意してください。

＜書類作成の注意点＞

●**技術資格で申込の場合**
・6 ページをよくお読みの上、書類を作成してください。

●**学歴及び実務経験資格で申込の場合**
・12～13 ページをよくお読みの上、書類を作成してください。

●**申請書類作成の注意点**
・申請用紙（様式第 1～3）は当協会のホームページから作成し、PDF をプリントアウトして、必要書類とともに各送付先へ郵送してください。
・プリンタをお持ちでない方は、ファミリーマート、ポプラ、ローソンの各コンビニエンスストアのコピー機を利用して申請書を印刷してください。なお、パソコンやスマートフォンをお持ちでない方はお申込み・受講はできません。
①**仮申込書の作成にはメールアドレスが必要です。**
②【様式第 1】「公害防止管理者等資格認定講習受講仮申込書」では、パソコンで入力できないような難しい漢字や外字は、様式の氏名欄の横に正しい漢字を手書きで記入してください。
③【様式第 2】「受講希望者が勤務している特定工場の概要」及び【様式第 3】「公害防止実務証明書」の「**事業者又は工場長等の役職　氏名**」欄には会社・事業所を記載し

たうえ、事業者又は工場長等の役職及び氏名を記入し押印（社印）してください（21、22 ページの印字例を参照）。

④合併による事業継承や商号変更等により、証明者の事業所・工場名と実務の工場名欄が相違する場合には、法令に基づき自治体等に提出した施設の「承継届出書」、「氏名等変更届出書」、「工場の関連がわかるもの（会社案内のコピー、顧客への案内等）」のいずれかを添付してください。

⑤公害防止実務証明書において、10 年（大気 3 種、水質 3 種、主任管理者の申込みの場合は 12 年）以上の実務証明があれば、学歴証明の添付は不要です。

⑥同一会社で複数の工場等における実務経験がある場合には、現在勤務している工場等の事業者又は工場長等が証明してください。なお、受講者の人事担当の欄は受講者の就労を証明できる方が自署してください。

**●現在勤務している工場などでの実務経験が所定の期間に満たない場合**

①実務の経験年数は「施設の維持及び管理」に関する通算経験年数であり、「継続して」又は「同一工場」である必要はありません（実務証明の証明者について上記⑥も参照のこと）。

②以前勤務していた別の会社等で実務経験がある場合は、過去に従事していたその会社の事業者又は工場長等が証明した公害防止実務証明書を作成し、添付してください。

●実務経験が現在継続中の場合、**仮申込み作成日**まで算入できます。

**●仮申込書の氏名と添付する証明書等の氏名が異なる場合は、受講者の氏名が変更したことがわかる自治体が発行した戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）（コピー不可）を添付してください。**

## １．提出書類

### １．１　技術資格

| 技術資格での申込（別表Ａに該当　※8～11 ページ参照） |
|---|

**以下のア～オの書類を提出してください。**

**ア．【様式第 1】公害防止管理者等資格認定講習受講仮申込書**

**イ．技術資格・免許・届出等のコピー**

・次頁の表の①欄に記載されている書類が必要です。

※技術士は、技術部門及び必要に応じて選択科目が確認できる書類を提出してください。資格取得時期により選択科目名が異なる場合は、管理者法上の受講要件との対応により審査します。

**ウ．【様式第 3】公害防止実務証明書**

・次頁の表の②欄に記載がある資格のみ必要です。なお、公害防止実務証明書の他に①に記載されている書類も合わせて提出してください。

**エ．同意書**　システムから出力された同意書に、本人署名のうえ提出してください。

**オ．【様式第 2】受講希望者が勤務している特定工場の概要**＜任意提出＞

※受講区分に該当する施設について、法令に基づく届出対象施設であることが確認できる施設の届出書その他の資料を提出してください（13 ページ参照）。

## 技術資格に関する必要な提出書類（①：必要書類　②：公害防止実務証明書）

| 技術資格の種類 | ① 必要書類 | ② 実務証明書 |
|---|---|---|
| 技術士 | 技術士登録証の写し、必要に応じて技術士登録等証明書等 | |
| 環境計量士（計量士） | 経済産業大臣への登録証の写し | |
| 保安技術管理者、副保安技術管理者<br>保安監督員、又は鉱害防止係員 | 合格証書の写し、又は産業保安監督部が発行する合格証明書 | |
| 薬剤師 | 薬剤師免許の写し | |
| エネルギー管理士（熱管理士含む） | 免状の写し | |
| 甲種ガス主任技術者 | 免状の写し | |
| 乙種ガス主任技術者 | 免状の写し | |
| 特級ボイラー技士 | 免許の表裏の写し | |
| 一級ボイラー技士 | 免許の表裏の写し | |
| 第一種・第二種電気主任技術者 | 免状の写し | |
| 第一種・第二種<br>ボイラー・タービン主任技術者 | 免状の写し | |
| 第一種作業環境測定士 | 登録証の写し | |
| 公害防止管理者<br>(ダイオキシン類関係の申込のみ有効) | 合格証書又は修了証書の写し | |
| 衛生工学衛生管理者 | 免許の表裏の写し、及び労働基準監督署への衛生管理者選任報告書の写し | 必要(様式 3) |
| 毒物劇物取扱責任者 | 地方公共団体等へ提出した選任（設置）の届出又は変更届の写し | 必要(様式 3) |
| 採石業務管理者 | 合格証書又は認定証の写し、及び採石業者登録申請書の写し | 必要(様式 3) |
| 生物由来製品製造管理者 | 厚生労働大臣又は自治体への承認書の写し | 必要(様式 3) |
| 再生医療等製品製造管理者 | 地方厚生局長の承認書の写し | 必要(様式 3) |

・受講区分に対応する技術資格については別表Ａ（8～11 ページ）を参照してください。
・①必要書類と②実務証明書の両方に記載がある場合には両方の必要書類の提出が必要です。

別表 A 技術資格

〔特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第 3 〕

## 大気関係第１種

1. 技術士[技術士法]で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。

| 技術部門 | 選択科目 |
|---|---|
| 化学部門 | 全選択科目 |
| 金属部門 | 金属材料・生産システム |
| 環境部門 | 環境保全計画、環境測定 |

2. 計量士[計量法]で、主務省令で定める区分に係るものに限る。
   環境計量士（濃度関係）

## 大気関係第２種

1. 衛生工学衛生管理者[労働安全衛生法]の免許を受けた方で、労働基準法施行規則第 18 条第 9 号（鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務）に係る衛生管理者として 1 年以上その職務に従事した方
2. 保安技術管理者、副保安技術管理者、保安監督員又は鉱害防止係員に係る国家試験[鉱山保安法]に合格した方
3. 毒物劇物取扱責任者[毒物及び劇物取締法]として１年以上その職務に従事した方
4. 薬剤師[薬剤師法]の免許を受けている方
5. 技術士[技術士法]で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。

| 技術部門 | 選択科目 |
|---|---|
| 化学部門 | 全選択科目 |
| 金属部門 | 金属材料・生産システム |
| 環境部門 | 環境保全計画、環境測定 |

6. 計量士[計量法]で、主務省令で定める区分に係るものに限る。
   環境計量士（濃度関係）

## 大気関係第３種

1. 保安技術管理者、副保安技術管理者、保安監督員又は鉱害防止係員に係る国家試験[鉱山保安法]に合格した方
2. エネルギー管理士（熱管理士を含む）[エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律]の免状の交付を受けている方
3. 甲種ガス主任技術者[ガス事業法]の免状の交付を受けている方
4. 特級又は一級ボイラー技士[労働安全衛生法]の免許を受けている方
5. 第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状[電気事業法]の交付を受けている方
6. 技術士[技術士法]で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。

| 技術部門 | 選択科目 |
|---|---|
| 機械部門 | 熱・動力エネルギー機器 |
| 化学部門 | 全選択科目 |
| 金属部門 | 金属材料・生産システム |
| 衛生工学部門 | 建築物環境衛生管理 |
| 応用理学部門 | 物理及び化学 |
| 環境部門 | 環境保全計画、環境測定 |

7. 計量士[計量法]で、主務省令で定める区分に係るものに限る。
   環境計量士（濃度関係）

## 大気関係第４種

1. 甲種又は乙種ガス主任技術者[ガス事業法]の免状の交付を受けている方
2. 特級又は一級ボイラー技士[労働安全衛生法]の免許を受けている方
3. 計量士[計量法]で、主務省令で定める区分に係るものに限る。
   環境計量士（濃度関係）
4. エネルギー管理士（熱管理士を含む）[エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律]の免状の交付を受けている方
5. 第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状[電気事業法]の交付を受けている方
6. 技術士[技術士法]で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。

| 技術部門 | 選択科目 |
|---|---|
| 機械部門 | 熱・動力エネルギー機器 |
| 化学部門 | 全選択科目 |
| 金属部門 | 金属材料・生産システム |
| 衛生工学部門 | 建築物環境衛生管理 |
| 応用理学部門 | 物理及び化学 |
| 環境部門 | 環境保全計画、環境測定 |

## 水質関係第１種

1. 技術士[技術士法]で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。

| 技術部門 | 選択科目 |
|---|---|
| 化学部門 | 全選択科目 |
| 上下水道部門 | 全選択科目 |
| 衛生工学部門 | 水質管理 |
| 環境部門 | 環境保全計画、環境測定 |

2. 計量士[計量法]で、主務省令で定める区分に係るものに限る。
   環境計量士（濃度関係）
3. 薬剤師[薬剤師法]の免許を受けている方

## 水質関係第２種

1. 計量士[計量法]で、主務省令で定める区分に係るものに限る。
   環境計量士（濃度関係）
2. 衛生工学衛生管理者[労働安全衛生法]の免許を受けた方で、労働基準法施行規則第 18 条第 9 号（鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務）に係る衛生管理者として 1 年以上その職務に従事した方
3. 保安技術管理者、副保安技術管理者、保安監督員又は鉱害防止係員に係る国家試験[鉱山保安法]に合格した方
4. 毒物劇物取扱責任者[毒物及び劇物取締法]として１年以上その職務に従事した方
5. 薬剤師[薬剤師法]の免許を受けている方
6. 甲種又は乙種ガス主任技術者[ガス事業法]の免状の交付を受けている方
7. 技術士[技術士法]で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。

| 技術部門 | 選択科目 |
|---|---|
| 化学部門 | 全選択科目 |
| 上下水道部門 | 全選択科目 |
| 衛生工学部門 | 水質管理 |
| 環境部門 | 環境保全計画、環境測定 |

## 水質関係第３種

1. 技術士[技術士法]で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。

| 技術部門 | 選択科目 |
|---|---|
| 化学部門 | 全選択科目 |
| 上下水道部門 | 全選択科目 |
| 衛生工学部門 | 水質管理 |
| 農業部門 | 農業・食品 |
| 応用理学部門 | 物理及び化学 |
| 環境部門 | 環境保全計画、環境測定 |

2. 計量士[計量法]で、主務省令で定める区分に係るものに限る。
   環境計量士（濃度関係）
3. 薬剤師[薬剤師法]の免許を受けている方
4. 保安技術管理者、副保安技術管理者、保安監督員又は鉱害防止係員に係る国家試験[鉱山保安法]に合格した方

## 水質関係第４種

1. 採石業務管理者[採石法]として１年以上その職務に従事した方
2. 再生医療等製品の製造の管理をする者又は生物由来製品の製造の管理をする者[医薬品医療機器等法]として１年以上その職務に従事した方
3. 計量士[計量法]で、主務省令で定める区分に係るものに限る。
   環境計量士（濃度関係）
4. 薬剤師[薬剤師法]の免許を受けている方
5. 技術士[技術士法]で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。

| 技術部門 | 選択科目 |
|---|---|
| 化学部門 | 全選択科目 |
| 上下水道部門 | 全選択科目 |
| 衛生工学部門 | 水質管理 |
| 農業部門 | 農業・食品 |
| 応用理学部門 | 物理及び化学 |
| 環境部門 | 環境保全計画、環境測定 |

## 騒音・振動関係

1. 衛生工学衛生管理者[労働安全衛生法]の免許を受けた方で、労働基準法施行規則第 18 条第６号（削岩機、鋲打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務）又は第８号（ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務）に係る衛生管理者として １ 年以上その職務に従事した方
2. 技術士[技術士法]で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。

| 技術部門 | 選択科目 |
|---|---|
| 機械部門 | 加工・生産システム・産業機械<br>機構ダイナミクス・制御 |
| 応用理学部門 | 物理及び化学 |
| 環境部門 | 環境保全計画、環境測定 |

3. 計量士[計量法]で、主務省令で定める区分に係るものに限る。
   環境計量士（騒音・振動関係）

## 特定粉じん関係

1. 衛生工学衛生管理者[労働安全衛生法]の免許を受けた方で、労働基準法施行規則第 18 条第 4 号（土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務）に係る衛生管理者として 1 年以上その職務に従事した方
2. 第一種作業環境測定士[作業環境測定法]
3. 技術士[技術士法]で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。

| 技術部門 | 選択科目 |
|---|---|
| 化学部門 | 化学プロセス |
| 衛生工学部門 | 建築物環境衛生管理 |
| 環境部門 | 環境保全計画、環境測定 |

4. 計量士[計量法]で、主務省令で定める区分に係るものに限る。
   環境計量士（濃度関係）

## 一般粉じん関係

1. 計量士[計量法]で、主務省令で定める区分に係るものに限る。
   環境計量士（濃度関係）
2. 採石業務管理者[採石法]として 1 年以上その職務に従事した方
3. 衛生工学衛生管理者[労働安全衛生法]の免許を受けた方で、労働基準法施行規則第 18 条第 4 号（土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務）に係る衛生管理者として 1 年以上その職務に従事した方
4. 第一種作業環境測定士[作業環境測定法]
5. 技術士[技術士法]で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。

| 技術部門 | 選択科目 |
|---|---|
| 化学部門 | 化学プロセス |
| 衛生工学部門 | 建築物環境衛生管理 |
| 環境部門 | 環境保全計画、環境測定 |

## ダイオキシン類関係

1. 技術士[技術士法]で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。

| 技術部門 | 選択科目 |
|---|---|
| 化学部門 | 全選択科目 |
| 環境部門 | 環境保全計画、環境測定 |

2. 計量士[計量法]で、主務省令で定める区分に係るものに限る。
   環境計量士（濃度関係）
3. 衛生工学衛生管理者[労働安全衛生法]の免許を受けた方で、労働基準法施行規則第 18 条第 9 号（鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務）に係る衛生管理者として 1 年以上その職務に従事した方
4. 保安技術管理者、副保安技術管理者、保安監督員又は鉱害防止係員に係る国家試験[鉱山保安法]に合格した方
5. 毒物劇物取扱責任者[毒物及び劇物取締法]として 1 年以上その職務に従事した方
6. 薬剤師[薬剤師法]の免許を受けている方
7. 第一種作業環境測定士[作業環境測定法]
8. 大気関係第 1 種公害防止管理者又は大気関係第 2 種公害防止管理者の資格を有し、かつ、水質関係第 1 種公害防止管理者又は水質関係第 2 種公害防止管理者の資格を有する方

## １．２　学歴資格

学歴及び実務経験資格での申込（別表Ｂに該当 14～17 ページ参照）

**以下のア～カの書類を提出してください。**

**ア．【様式第 1】公害防止管理者等資格認定講習受講仮申込書**

**イ．【様式第 2】受講希望者が勤務している特定工場の概要（特定工場勤務者のみ）**

**ウ．【様式第 3】公害防止実務証明書**

**エ．同意書**　システムから出力された同意書に、本人署名のうえ提出してください。

**オ．学歴証明（卒業証書のコピー、又は卒業証明書の原本（コピーは不可））**

◎本人確認が必要と判断した場合は、本人確認書類の提出をお願いすることがあります。

◎大学・短大・高専卒業者の経験年数で申込む場合は、薬学、工学又は化学の課程を修めたことが確認できる学部・学科の学歴証明書を提出してください。学部名又は学科名だけでは、確認できない場合は、成績証明書又は履修単位証明書等の提出をお願いすることがあります。

◎大学院修了証書のみでは大学卒業時の学部・学科を確認できない場合があるため、大学の卒業証明書等を提出してください。

◎文系の大学及び学部は、高校卒業者の経験年数の扱いになります。

◎改姓等により証明書の氏名が異なる場合は、氏名変更が確認できる公的書類（戸籍抄本等）を添付してください。

◎公害防止実務証明書において、10 年（大気 3 種、水質 3 種、主任の申込みの場合は 12 年）以上の実務証明があれば、学歴証明の添付は不要です。

**カ．実務経験を行った施設の確認資料**

◎学歴及び実務経験資格で申込む方は、実務を行った施設が受講区分に該当する法令上の届出対象施設であることが確認できる資料（自治体等に提出した施設の届出書等の写し）を、工場ごとに提出してください。

※施行令別表に記載された施設番号又は施設名等により、受講区分に該当する施設であることが確認できること。

※条例のみに基づく規制対象施設は、実務経験の対象とはなりません。

**施設の確認資料の例（添付資料等）**

| | |
|---|---|
| 大気汚染防止法 | ばい煙発生施設の設置（使用、変更）届出書、承継届出書<br>一般粉じん発生施設の設置（使用、変更）届出書、承継届出書<br>特定粉じん発生施設の設置（使用、変更）届出書、承継届出書 |
| 鉱山保安法 | 工事計画届、特定施設の使用の開始届 |
| 電気事業法<br>ガス事業法<br>鉱山保安法 | 工事計画届出書、ばい煙発生施設設置（変更）届出書、<br>ばい煙に関する説明書、特定施設使用開始届出書<br>騒音特定施設届出書、振動特定施設届出書 |
| 水質汚濁防止法 | 施設の設置（変更）届出書、承継届出書 |
| 瀬戸内海環境保全特別措置法 | 施設の設置（変更）許可申請書、使用（変更）届出書、承継届出書 |
| 下水道法 | 特定施設の設置（使用、構造等変更）届出書、承継届出書 |
| 騒音規制法 | 施設の設置届出書、承継届出書 |
| 振動規制法 | 施設の設置届出書、承継届出書 |
| ダイオキシン類対策特別措置法 | 施設の設置届出書、承継届出書 |

【受講区分】：**大気関係**（ばい煙発生施設：参考１、参考２　p23～26 を参照）
・大気汚染防止法の施設のうち管理者法のばい煙発生施設
・電気事業法の施設のうち管理者法のばい煙発生施設
・ガス事業法の施設のうち管理者法のばい煙発生施設
・鉱山保安法の施設のうち管理者法のばい煙発生施設

【受講区分】：**粉じん関係**（一般・特定粉じん施設：参考３、参考４　p26、27 を参照）
・大気汚染防止法の一般粉じん施設及び特定粉じん施設
・鉱山保安法の一般粉じん施設及び特定粉じん施設

【受講区分】：**水質関係**（汚水等排出施設：参考５　p28～40 を参照）
・水質汚濁防止法の施設のうち管理者法の汚水等排出施設
・電気事業法の施設のうち管理者法の汚水等排出施設
・瀬戸内海環境保全特別措置法の施設のうち管理者法の汚水等排出施設
・下水道法の特定施設のうち管理者法の汚水等排出施設

【受講区分】：**騒音・振動関係**（特定施設：参考６、参考７　p41、42 を参照）
・騒音規制法の指定地域内（法第３条第１項の地域）にある騒音発生施設
・振動規制法の指定地域内（法第３条第１項の地域）にある振動発生施設
・電気事業法の指定地域内（法第３条第１項の地域）にある騒音発生施設
・電気事業法の指定地域内（法第３条第１項の地域）にある振動発生施設
・ガス事業法の指定地域内（法第３条第１項の地域）にある騒音発生施設
・ガス事業法の指定地域内（法第３条第１項の地域）にある振動発生施設
・鉱山保安法の指定地域内（法第３条第１項の地域）にある騒音発生施設
・鉱山保安法の指定地域内（法第３条第１項の地域）にある振動発生施設
※指定地域以外（工業専用地域など）にある工場／事業場では申込はできません。

【受講区分】：**ダイオキシン類**（ダイオキシン類対象施設：参考８、参考９　p43、44 を参照）
・ダイオキシン類対策特別措置法の施設のうち管理者法に該当する施設
・下水道法の特定施設のうち管理者法に該当する施設
・鉱山保安法のダイオキシン類発生施設のうち管理者法に該当する施設

**実務経験に該当しないもの**

次のような実務内容は、資格認定講習の実務経験（施設の維持・管理）には該当しません。

①施設の設計、生産された製品の品質管理
②施設のない本社などの管理部門における環境関連業務（実際に施設を扱ったことがない場合は実務経験にはならない）
③公官庁の環境・公害部門での管理
④施設の販売後の営業的な施設のアフターケア
⑤運営管理、製品の管理、生産管理、生産技術、製造技術
⑥作業（作業では施設の維持管理の経験にはならない）
⑦取扱（取扱では施設の維持管理の経験にはならない）
⑧製造（申込受講区分に係る施設を使用して製造していることが分からないものは、実務経験にはならない）
⑨安全管理
⑩分析業務（分析のみでは施設の維持管理の経験にはならない）
⑪本社での指揮監督（遠隔での指揮監督は含まない）
⑫その他（施設の維持・管理として判断できないもの）

## 別表 B 学歴及び実務経験資格

〔特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第 1 及び第 2 〕

### 大気関係第 1 種

（学歴及び実務経験資格での受講申し込みはできません。）

### 大気関係第 2、4 種

| 学　　歴 | 実務の経験 | |
|---|---|---|
| | 実務の内容 | 経験年数 |
| 1. 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において薬学、工学又は化学の課程を修めて卒業したこと。 | ばい煙発生施設(注 1)又はばい煙を処理するための施設の維持及び管理(注 2) | 3 年 |
| 2. 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学若しくは化学の課程を修めて卒業したこと（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了したこと）又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。 | | 5 年 |
| 3. 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。 | | 7 年 |
| 4. 前三号のいずれにも該当しないとき。 | | 10 年 |

（注 1)「ばい煙発生施設」とは、大気汚染防止法施行令別表第 1 に掲げる施設（同表の 13 の項に掲げる施設を除き、これらに相当する施設で鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 2 条第 2 項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）

（注 2)「維持及び管理に係る実務」とは、これらの施設を直接維持管理していることのほか、維持管理する者を指揮、監督していることも含まれる。

### 大気関係第 3 種

| 学　　歴 | 実務の経験 | |
|---|---|---|
| | 実務の内容 | 経験年数 |
| 1. 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において薬学、工学又は化学の課程を修めて卒業したこと。 | ばい煙発生施設(注 1)又はばい煙を処理するための施設の維持及び管理(注 2) | 5 年 |
| 2. 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学若しくは化学の課程を修めて卒業したこと（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了したこと）又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。 | | 7 年 |
| 3. 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。 | | 9 年 |
| 4. 前三号のいずれにも該当しないとき。 | | 12 年 |

（注 1)「ばい煙発生施設」とは、大気汚染防止法施行令別表第 1 に掲げる施設（同表の 13 の項に掲げる施設を除き、これらに相当する施設で鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 2 条第 2 項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）

（注 2)「維持及び管理に係る実務」とは、これらの施設を直接維持管理していることのほか、維持管理する者を指揮、監督していることも含まれる。

## 水質関係第１種

（学歴及び実務経験資格での受講申し込みはできません。）

## 水質関係第２、４種

| 学　　歴 | 実務の経験 | |
|---|---|---|
| | 実務の内容 | 経験年数 |
| 1. 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において薬学、工学、化学又は農学（水産学を含み、農業経済学を除く。以下同じ。）の課程を修めて卒業したこと。 | 汚水等排出施設(注 1)又は汚水等を処理するための施設の維持及び管理(注 2) | 3 年 |
| 2. 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学、化学若しくは農学の課程を修めて卒業したこと（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了したこと）又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。 | | 5 年 |
| 3. 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。 | | 7 年 |
| 4. 前三号のいずれにも該当しないとき。 | | 10 年 |

（注 1)「汚水等排出施設」とは、水質汚濁防止法施行令別表第 1 の第 2 号から第 59 号まで、第 61 号から第 63 号まで、第 63 号の 3、第 64 号、第 65 号から第 66 号の 2 まで、第 71 号の 5 及び第 71 号の 6 に掲げる施設（同表第 62 号に掲げる施設で鉱山保安法第 2 条第 2 項の鉱山に設置されるものを除く。）

（注 2)「維持及び管理に係る実務」とは、これらの施設を直接維持管理していることのほか、維持管理する者を指揮、監督していることも含まれる。

## 水質関係第３種

| 学　　歴 | 実務の経験 | |
|---|---|---|
| | 実務の内容 | 経験年数 |
| 1. 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において薬学、工学、化学又は農学（水産学を含み、農業経済学を除く。以下同じ。）の課程を修めて卒業したこと。 | 汚水等排出施設(注 1)又は汚水等を処理するための施設の維持及び管理(注 2) | 5 年 |
| 2. 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学、化学若しくは農学の課程を修めて卒業したこと（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了したこと）又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。 | | 7 年 |
| 3. 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。 | | 9 年 |
| 4. 前三号のいずれにも該当しないとき。 | | 12 年 |

（注 1)「汚水等排出施設」とは、水質汚濁防止法施行令別表第 1 の第 2 号から第 59 号まで、第 61 号から第 63 号まで、第 63 号の 3、第 64 号、第 65 号から第 66 号の 2 まで、第 71 号の 5 及び第 71 号の 6 に掲げる施設（同表第 62 号に掲げる施設で鉱山保安法第 2 条第 2 項の鉱山に設置されるものを除く。）

（注 2)「維持及び管理に係る実務」とは、これらの施設を直接維持管理していることのほか、維持管理する者を指揮、監督していることも含まれる。

## 騒音・振動関係

| 学　　歴 | 実務の経験 | |
|---|---|---|
| | 実務の内容 | 経験年数 |
| 1. 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において薬学、工学又は化学の課程を修めて卒業したこと。 | 騒音発生施設(注 1)若しくは騒音を防止するための施設又は振動発生施設(注 1)若しくは振動を防止するための施設の維持及び管理(注 2) | 3 年 |
| 2. 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学若しくは化学の課程を修めて卒業したこと（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了したこと）又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。 | | 5 年 |
| 3. 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。 | | 7 年 |
| 4. 前三号のいずれにも該当しないとき。 | | 10 年 |

（注 1）騒音規制法施行令別表第 1 及び振動規制法施行令別表第 1 に掲げる施設で指定地域内の特定施設として届出がされているもの。
※条例で届け出た施設はこれらの施設には該当しません。

（注 2）「維持及び管理に係る実務」とは、これらの施設を直接維持管理していることのほか、維持管理する者を指揮、監督していることも含まれる。

## 特定粉じん関係及び一般粉じん関係

| 学　　歴 | 実務の経験 | |
|---|---|---|
| | 実務の内容 | 経験年数 |
| 1. 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において薬学、工学又は化学の課程を修めて卒業したこと。 | 特定粉じん発生施設(注 1)若しくは特定粉じんを処理するための施設又は一般粉じん発生施設(注 2)若しくは一般粉じんを処理するための施設の維持及び管理(注 3) | 3 年 |
| 2. 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学若しくは化学の課程を修めて卒業したこと（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了したこと）又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。 | | 5 年 |
| 3. 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。 | | 7 年 |
| 4. 前三号のいずれにも該当しないとき。 | | 10 年 |

（注 1）「特定粉じん発生施設」とは、大気汚染防止法施行令別表第 2 の 2 に掲げる施設（これらに相当する施設で鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 2 条第 2 項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）。

（注 2）「一般粉じん発生施設」とは、大気汚染防止法施行令別表第 2 に掲げる施設（これらに相当する施設で鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 2 条第 2 項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）。

（注 3）「維持及び管理に係る実務」とは、これらの施設を直接維持管理していることのほか、維持管理する者を指揮、監督していることも含まれる。

## ダイオキシン類関係

| 学　　歴 | 実務の経験 | |
|---|---|---|
| | 実務の内容 | 経験年数 |
| 1. 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において薬学、工学又は化学の課程を修めて卒業したこと。 | ダイオキシン類発生施設(注 1)又はダイオキシン類を処理するための施設の維持及び管理(注 2) | 3 年 |
| 2. 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学若しくは化学の課程を修めて卒業したこと（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了したこと）又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。 | | 5 年 |
| 3. 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。 | | 7 年 |
| 4. 前三号のいずれにも該当しないとき。 | | 10 年 |

（注 1）「ダイオキシン類発生施設」とは、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 1 第 1 号から第 4 号まで及び別表第 2 第 1 号から第 14 号までに掲げる施設。

（注 2）「維持及び管理に係る実務」とは、これらの施設を直接維持管理していることのほか、維持管理する者を指揮、監督していることも含まれる。

## 公害防止主任管理者

| 学　　歴 | 実務の経験 |
|---|---|
| 1. 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において工学、化学又は薬学の課程を修めて卒業したこと。 | ばい煙発生施設又はばい煙を処理するための施設の維持及び管理並びに汚水等排出施設又は汚水等を処理するための施設の維持及び管理に係る実務にそれぞれ 5 年以上従事したこと。 |
| 2. 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において工学、化学若しくは薬学の課程を修めて卒業したこと（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了したこと）又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。 | ばい煙発生施設又はばい煙を処理するための施設の維持及び管理並びに汚水等排出施設又は汚水等を処理するための施設の維持及び管理に係る実務にそれぞれ 7 年以上従事したこと。 |
| 3. 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。 | ばい煙発生施設又はばい煙を処理するための施設の維持及び管理並びに汚水等排出施設又は汚水等を処理するための施設の維持及び管理に係る実務にそれぞれ 9 年以上従事したこと。 |
| 4. 前三号のいずれにも該当しないとき。 | ばい煙発生施設又はばい煙を処理するための施設の維持及び管理並びに汚水等排出施設又は汚水等を処理するための施設の維持及び管理に係る実務にそれぞれ 12 年以上従事したこと。 |

## ２．必要書類の作成及び提出について

・　【様式第 1】～【様式第 3】は Web 申込サイトから作成してください。作成方法の詳細は、Web 申込操作マニュアルをご確認ください。
・　受講資格に応じて、【様式第 1】～【様式第 3】のほか、技術資格、学歴、実務経験等を確認するために必要な証明書類を提出してください。
・　「学歴及び実務経験資格」で申込む方は、実務を行った施設が受講区分に該当する法令上の届出対象施設であることが確認できる施設の確認資料も提出してください。

### ２．１　公害防止管理者等資格認定講習受講仮申込書【様式第 1】

・　受講者情報、申込受講区分、勤務先等を確認するための申込書です。
・　Web 申込サイトから必要事項を入力し、内容に間違いがないかご確認のうえ提出してください。

### ２．２　受講希望者が勤務している特定工場の概要【様式第 2】

・　現在勤務している工場の概要を確認するための書類です。「特定工場」に該当する場合に作成されます。
・　特定施設の施設番号等については、受講を希望する講習区分に関連する法令ごとに本案内書の参考 2～9 の表にまとめていますので、ご参照ください。

**施設名・施設番号・記号の参照先**

| 受講を希望する区分 | 施設名・番号・記号の参照先 |
|---|---|
| 大気関係 1～4 種 | 参考 2（p.25～26） |
| 一般粉じん | 参考 3（p.26） |
| 特定粉じん | 参考 4（p.27） |
| 水質関係 1～4 種 | 参考 5（p.28～40） |
| 騒音・振動 | 参考 6（p.41）又は参考 7（p.42） |
| ダイオキシン類 | 参考 8（p.43）又は参考 9（p.43～44） |
| 主任管理者 | 大気関係は参考 2（p.25～26）、水質関係は参考 5（p.28～40） |

**特定工場又は施設の規模**

| 受講を希望する区分 | 工場又は施設の規模の記載方法 |
|---|---|
| １．大気関係 | ・工場の総排出ガス量（湿り）を入力 |
| ２．水質関係 | ・工場の総排出水量を入力（施設の届出にある処理施設の総排出量）<br>・クローズドシステムや排出水を搬出により外部で処理する場合は総排出水量を「０」としてください。 |
| ３．主任管理者 | ・上記１．大気関係、２．水質関係の該当事項を記載 |
| ４．騒音・振動 | ・両方の施設がある場合、代表的のものを一つ入力してください。 |
| ５．上記以外 | 該当する施設に規模要件がある場合、貴社の施設の規模を入力してください。 |

### ２．３　公害防止実務証明書【様式第 3】

#### (1) 学歴・実務経験資格で受講希望される場合

・　工場・事業所名：　実務経験を行った工場・事業所を選択してください。過去の勤務先等での実務経験を申請する場合は、その工場・事業所を登録してください。
・　施　設　名　：　実務を行った施設を選択してください。

・ 実 務 の 経 験 ： 当該施設での実務内容及び実務期間を入力してください。
現在継続中の場合、仮申込み作成日まで算入できます。
※実務経験として認められる業務は、施設の維持・管理等に関する業務です。実務経験として認められない業務については、13 ページを参照してください。
※実務期間は施設の維持、管理、操作に携わった年数を記載してください。製造部門での品質管理や事務部門の施設管理等に係る経験年数は算入できません。

・ 証 明 欄 ： ①受講者の勤務事実及び勤務期間を確認できる人事担当者等の所属・役職、氏名、電話番号を記入し、押印（個人印でも可）してください。
※受講申込者本人は、原則として証明者にはなれません。
②工場・事業所名を記載し、受講申込者の実務経験の内容及び期間を確認できる、事業者、工場長、所属長その他これらに準ずる立場の者の役職及び氏名を記入・押印（社印）してください。代表者が受講申込者の場合は、その他の役職者が証明してください。また、証明した日付を記入してください。
※受講申込者本人は、原則として証明者にはなれません。
③①と②は、原則として別の方としてください。ただし、小規模事業所等で証明できる者が一人しかいない場合は、同一人による証明でも差し支えありません。この場合は、その旨を欄外又は別紙に記載してください。
④公害防止施設の維持管理を委託されている（例えば、施設を持っていない）会社（委託先）の従業員等が申請する場合は、委託している（例えば、施設を持っている）会社（委託元）又は委託先の社長や取締役の役職の方が証明してください。

・ 委託の場合の必要書類 委託先、委託元のいずれが申請する場合でも、委託元の施設が法令に基づく届出対象施設であることを確認できる施設の届出その他の資料が必要です。
委託先が申請する場合は、委託関係が分かる書類（委託契約書の写し）が必要です。

### （2）実務経験を証明する必要がある技術資格で受講希望される場合

・工場・事業所名： 当該実務経験を証明する者が所属する会社・事業所名を入力してください。現在の勤務先である必要はありません。

・技術資格の種類： 技術資格を選択してください。

・実 務 の 経 験 ： 実務経験を証明する必要がある技術資格は、該当箇所に実務期間を入力してください。現在継続中の場合、仮申込み作成日まで算入できます。

・証 明 欄 ： 上記（1）の証明欄の①と同様

（注 1）同一会社で 2 つ以上の工場の実務経験を提出する場合や一枚の実務証明書で収まらない場合は、すべての様式の押印欄に署名押印が必要です。受講申込者が現在所属する工場の事業者又は工場長等の証明で結構です。

（注 2）別の会社の前職における実務経験が必要な場合、その会社の当該実務経験の内容及び期間を確認できる立場の者から証明を受けてください。ただし、前職の会社が倒産している等により証明を受けることが困難な場合は、現在の勤務先等において当該実務経験を確認できる立場の者から証明を受けてください。なお、勤務していた事実について確認が必要な場合は、必要に応じて、日本年金機構の被保険者記録照会回答票、勤務略歴書その他勤務事実を確認できる資料の提出を求める場合があります。

（注 3）技術資格で、様式第 3 による実務経験年数の証明が必要なのは、「衛生工学衛生管理者」、「毒物劇物取扱責任者」、「採石業務管理者」、「生物由来製品製造管理者」、「再生医療等製品製造管理者」の 5 つの技術資格の場合だけです。これら以外の技術資格の場合は、様式第 3 の提出は必要ありません。技術資格を証明する書類のみ添付してください。

様式第１

| | |
|---|---|
| ※ 整 理 番 号 | 0003 |
| ※ 受理年月日 | |

# 公害防止管理者等資格認定講習受講仮申込書

一般社団法人産業環境管理協会会長 殿

令和 8 年 X 月 X 日

| | |
|---|---|
| ふ り が な | さんかんいちろう |
| 氏　　名 | 産環一郎 |

| | |
|---|---|
| 現　住　所<br>（自宅住所） | （〒 100 － 0011 ）<br>住所： 東京都千代田区 内幸町1-3-1産環マンション<br>電話： 03 （ 3528 ）8156　　FAX （ ）<br>Eメール：k@jemai.co.jp |
| 生　年　月　日 | ①. 昭和<br>２. 平成　　55 年 01 月 09日生 |
| 勤務先の会社名・工場名<br>及び所属部課名 | 会社名 工場名 サンカンキョウ株式会社 本社工場<br>所属部課名 製造部製造課 |
| （郵便番号）<br>勤務先の工場所在地 | （〒100 － 0011 ）<br>住所：東京都千代田区 内幸町1-3-1<br>電話： 03 （ 3528 ）8166　　FAX （ ） |

| 受講したい講習の区分（該当の区分１つに○を付けてください。） | | | | 受講を希望する都市名及び講習実施期間（必ず記入してください。） |
|---|---|---|---|---|
| | 大気関係第１種 | | 水質関係第１種 | |
| | 大気関係第２種 | | 水質関係第２種 | 受講を希望する都市名 |
| | 大気関係第３種 | | 水質関係第３種 | （ 東京 ） |
| ○ | 大気関係第４種 | | 水質関係第４種 | 講習実施期間 |
| | 特定粉じん関係 | | 騒音・振動関係 | 令和 8 年 X 月 X 日（ X ） |
| | 一般粉じん関係 | | ダイオキシン類 | ～ X 月 X 日（ X ） |
| | | | 主任管理者 | |

備考１ ※印の欄は記入しないでください。

備考２ 複数区分の受講を希望される場合は、上記の講習区分ごとに仮申込書（様式１・２・３及び各種の証明書を含む。）を提出してください。

一般社団法人産業環境管理協会は、当仮申込書に係る氏名、生年月日、住所等の個人情報については、資格認定講習事務のみに利用し、それ以外の目的には一切利用しません。

様式第２

# 受講希望者が勤務している特定工場の概要

受講申込者　氏　名　産環一郎

（注１）　この様式は、特定工場に勤務されている方は、必ず提出してください。
（注２）　下枠内の①～⑤欄に記入してください。③～⑤欄は、受講区分に対応する欄のみ記入してください。
（注３）　この様式でいう「特定工場」及び「令第○条」とは、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下「管理者法」という）」及び「同法施行令」に基づくものです。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ① 特定工場の名称 | | サンカンキョウ株式会社　本社工場 | | | |
| ② 特定工場の所在地 | | 東京都千代田区内幸町１－３－１ | | | |
| ③施設の名称・番号・記号 | ばい煙発生施設（案内書参考２参照） | 令第２条第２項第１号に規定する施設（有害物質取扱あり）（大防法・令別表１） | 施設名 | 番号 | |
| | | 令第２条第２項第２号に規定する施設（有害物質取扱なし）（大防法・令別表１） | 施設名　ボイラー | 番号　1 | |
| | 汚水等排出施設（案内書参考５参照） | 令第３条第２項第１号に規定する施設（有害物質取扱あり）（管理者法・令別表１） | 施設名 | 番号 | 記号 |
| | | 令第３条第２項第２号に規定する施設（有害物質取扱なし）（水濁法・令別表１） | 施設名 | 番号 | 記号 |
| | 騒音発生施設（案内書参考 | 令第4条に規定する施設又は騒音規制法に | 施設名 | 番号 | 記号 |
| | 振動発生（案内書参考 | | | | |
| | 特定粉じん（案内書参考 | | | | |
| | 一般粉じん（案内書参考３参照） | （大防法・令別表２） | | | |
| | ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類発生施設（案内書参考8､9参照） | 令第５条の３第１項に規定する施設（ﾀﾞｲｵｷｼﾝ特措法・令別表１、２） | 施設名 | 番号 | 記号 |

・受講者の実務経験の内容及び期間を確認できる、事業者、工場長、所属長その他これらに準ずる立場の者が記入・押印してください。
・**受講申込者本人は、原則として証明者にはなれません。**
・社印又は役職印を使用し、**個人印（認印）は使用できません。**

| ④特定工場又は施設の規模（受講区分に該当する欄のみ記入）※施設に規模要件がある場合は必ず記入してください。案内書「Ⅲ．参考資料」の参考１～９参照。 | | |
|---|---|---|
| | 特定工場の総排出ガス量 | 10000　$m^3_N$／時 |
| | 特定工場の総排出水量 | $m^3$／日 |
| | 騒音・振動発生施設の能力 | |
| | 特定／一般粉じん発生施設の能力 | |
| | ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類発生施設の能力 | |

⑤有資格者数　事業所又は工場において、有資格者数の内訳を記入してください。受講に関連する区分の有資格者がいない場合は０と記入してください。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 大気第１種 | （０人） | 水質第１種 | （　人） | 騒音・振動 | （　人） |
| 〃　第２種 | （０人） | 〃　第２種 | （　人） | 騒音 | （　人） |
| 〃　第３種 | （０人） | 〃　第３種 | （　人） | 振動 | （　人） |
| 〃　第４種 | （０人） | 〃　第４種 | （　人） | ダイオキシン類 | （　人） |
| 特定粉じん | （　人） | 一般粉じん | （　人） | 主任管理者 | （０人） |

令和　○　年　○○月○○日

事業所又は工場名　サンカンキョウ株式会社　本社工場

社印又は役職印を押してください
個人印（認印）は使用できません

事業者又は工場長等の役職　工場長　　氏　名　高橋　試験

例　例

実務経験の内容及び期間を確認できる、事業者、工場長、所属長その他これらに準ずる立場の者が証明してください。

様式第３　　公害防止実務証明書

氏　名　産環　一郎

課　名

届出書類の施設と実務を行った施設が一致しているか確認してください。
※ダイオキシン類の施設は改正等により施設名と施設番号が現在の法令と違う場合がありますので、その場合は朱書きで修正してください。

| | | | 実務の経験 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 実務の内容 | 期　間 |
| サンカンキョウ株式会社 本社工場 | ボイラー | 1 | 施設の維持及び管理 | 2016年10月11日から 2026年10月11日まで |
| | | | | 年　月　日から |

現在継続中である場合、受講を希望する講習の仮申込み作成日まで算入できます。

【上段署名欄】
・受講者の勤務事実及び勤務期間を確認できる人事担当者等が直筆で記入押印してください。
※ゴム印、データ入力等ではなく、「直筆」でご記入ください。
※受講申込者本人は証明者にはなれません。

| 工場・事業所名 | （該当する技術資格又はその業務にチェック） | | 期　間 |
|---|---|---|---|
| | □毒物劇物取扱責任者 | 衛生工学衛生管理者 | 年　月　日から |
| | □採石業務管理者 | □労基法施行規則第18条第4号業務 | まで |

【下段署名欄】
・実務経験の内容及び期間を確認できる、事業者、工場長、所属長その他これらに準ずる立場の者が記入してください。
※受講申込者本人は、原則として証明者にはなれません。
・上段の人事担当者等と下段の証明者は、原則として別の者としてください。
ただし、小規模事業所等で証明できる者が一人しかいない場合は、同一人による証明でも差し支えありません。この場合は、その旨を欄外又は別紙に記載してください。
・複数枚出力された場合は、すべての様式に記入してください。

**上記の内容について相違がないことを確認しました。**

令和○　年○○月○○日
人事担当者等※2の所属・役職　人事部課長　氏　名　日本 太郎　日本 印

連絡先 TEL：○○-○○○○-○○○○

※2　技術資格、実務経験等の確認については、受講者の受講資格を確認した者が署名（直筆）してください。
注意：虚偽の申請があった場合には、特定工場の公害防止に関する法律施行規則第25条に基づき規定される公害防止管理者等資格認定講習業務規程第29条により、資格の取消処分及び3年間の受講不可期間が適用されます。

**【技術資格、実務経験等の証明について】**
**上記の者は表1の左欄に掲げる工場・事業所において、中欄に掲げる施設での実務の経験（内容及び期間）又は表2の中欄に掲げる技術資格による実務の経験の期間を有することを証明します。**

令和○　年○○月○○日
事業所又は工場名　サンカンキョウ株式会社　本社工場

事業者（社長等）又は工場長等※3の役職　工場長　氏　名　高橋　試験　印

※3　実務経験の内容及び期間を確認できる、工場・事業所の責任者が証明してください。

実務経験の内容及び期間を確認できる、工場・事業所の責任者が証明してください。

# Ⅲ．参考資料

■参考表の見方

①水色の欄：公害防止管理者を選任すべき特定施設。大気・水質の場合は、有害物質の**取扱がない**施設

②黄色の欄：大気・水質の特定施設で、有害物質の**取扱がある**施設

③透明の欄：管理者法上は公害防止管理者の選任対象外の施設。実務経験への算入可否は各表の注記を確認してください。

※「実務経験として算入できません」と記載された施設は、学歴・実務経験資格の対象となりません。

## 参考１　大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設（１）

| | 施　設　の　区　分 | 規　模　要　件 |
|---|---|---|
| 1 | ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。） | ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 リットル/時以上<br>※上記の規模要件に該当しないボイラーは、ばい煙発生施設に該当しないため、実務経験として算入できません。 |
| 2 | 水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉 | ・原料（石炭又はコークス）の処理能力が 20 トン/日以上又は、<br>・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 リットル/時以上 |
| 3 | 金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及びか焼炉(14 の項に掲げるものを除く。) | ・原料の処理能力　1 トン/時 以上 |
| 4 | 金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(14 の項に掲げるものを除く。) | |
| 5 | 金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉(こしき炉並びに 14 の項及び 24 の項から 26 の項までに掲げるものを除く。) | ・火格子面積 1m² 以上又は、<br>・羽口面断面積 0.5m² 以上又は、<br>・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 リットル/時以上又は、<br>・変圧器定格容量 200kVA 以上 |
| 6 | 金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉 | |
| 7 | 石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉 | |
| 8 | 石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔 | ・触媒に附着する炭素の燃焼能力が 200 kg/時 以上 |
| 8-2 | 石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉 | ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 6 リットル/時以上 |
| 9 | 窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉 | ・火格子面積が 1m² 以上又は、<br>・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 リットル/時以上又は、<br>・変圧器の定格容量が 200kVA 以上 |
| 10 | 無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26 の項に掲げるものを除く。） | |
| 11 | 乾燥炉（14 の項及び 23 の項に掲げるものを除く。） | |
| 12 | 製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉 | ・変圧器の定格容量が 1000kVA 以上 |
| 13 | 廃棄物焼却炉 | ・火格子面積 2m² 以上又は、<br>・焼却能力 200 kg/時 以上 |

## 大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設（２）

| | 施　設　の　区　分 | 規　模　要　件 |
|---|---|---|
| 14 | 銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉 | ・原料処理能力が 0.5 トン/時以上又は<br>・火格子面積が 0.5m² 以上又は<br>・羽口面断面積 0.2m² 以上又は<br>・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 20 リットル/時以上 |
| 15 | カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設 | ・容量 0.1m³以上 |
| 16 | 塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設 | ・原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が 50 kg/時 以上 |
| 17 | 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽 | |
| 18 | 活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉 | ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 3 リットル/時以上 |
| 19 | 化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前３項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。） | ・原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が 50 kg/時 以上 |
| 20 | アルミニウムの製錬の用に供する電解炉 | ・電流容量 30kA 以上 |
| 21 | 燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉 | ・原料として使用する燐鉱石の処理能力 80 kg/時 以上又は<br>・バーナーの燃焼能力が重油換算 50 リットル/時 以上又は、<br>・変圧器の定格容量が 200kVA 以上 |
| 22 | 弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設（密閉式のものを除く。） | ・環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積が 10m² 以上又は、<br>・ポンプ動力 1 kW 以上 |
| 23 | トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉 | ・原料の処理能力が 80 kg/時 以上又は、<br>・火格子面積 1m² 以上又は、<br>・バーナーの燃焼能力が重油換算 50 リットル/時 以上 |
| 24 | 鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉 | ・バーナーの燃焼能力が重油換算 10 リットル/時 以上又は、<br>・変圧器の定格容量が 40kVA 以上 |
| 25 | 鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉 | ・バーナーの燃焼能力が重油換算 4 リットル/時 以上又は、<br>・変圧器の定格容量が 20kVA 以上 |
| 26 | 鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設 | ・容量 0.1m³以上又は、<br>・バーナーの燃焼能力が重油換算 4 リットル/時 以上又は、<br>・変圧器の定格容量が 20kVA 以上 |
| 27 | 硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設 | ・硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が 100 kg/時以上 |
| 28 | コークス炉 | ・原料の処理能力が 20 トン/日 以上 |
| 29 | ガスタービン | ・燃料の燃焼能力が重油換算 50 リットル/時 以上 |
| 30 | ディーゼル機関 | |
| 31 | ガス機関 | ・燃料の燃焼能力が重油換算 35 リットル/時 以上 |
| 32 | ガソリン機関 | |

## 参考２　大気汚染防止法対象のばい煙発生施設と特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下「管理者法」という。）の資格の関係（１）

| 施行令別表１(番号) | 施　設　の　区　分 | 総排出ガス量別選任すべき管理者 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 4 万m³/h 以上 | 4 万～1 万 m³/h | 1 万m³/h 未満 |
| 1 | ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）※ | 大気 1,3 種 | 大気 1～4 種 | 選任不要* |
| 2 | 水性ガス又は油ガスの発生用ガス発生炉及び加熱炉 | | | |
| 3 | 金属の精錬又は無機化学工業品の製造用焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及びか焼炉(14 の項に掲げるものを除く。) | | | |

* 1 万m³/h 未満でも法令で規定するばい煙発生施設であれば実務経験として算入することができます。
※上記の規模要件に該当しないボイラーは、ばい煙発生施設に該当しないため、実務経験として算入できません。

## 大気汚染防止法対象のばい煙発生施設と管理者法の資格の関係（２）

| 施行令別表１(番号) | 施　設　の　区　分 | 総排出ガス量別選任すべき管理者 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 4 万m³/h 以上 | 4 万～1 万 m³/h | 1 万m³/h 未満 |
| 4 | 金属の精錬用溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(14 の項に掲げるものを除く。) | 大気 1,3 種 | 大気 1～4 種 | 選任不要* |
| 5 | 金属の精製又は鋳造用溶解炉(こしき炉並びに 14 の項及び 24 の項から 26 の項までに掲げるものを除く。) | | | |
| 6 | 金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理用加熱炉 | | | |
| 7 | 石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造用加熱炉 | | | |
| 8 | 石油の精製用流動接触分解装置のうち触媒再生塔 | | | |
| 8 の 2 | 石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉 | | | |
| 9 | 窯業製品の製造用焼成炉及び溶融炉 | | | |
| | 硫化カドミウム、炭酸カドミウム、蛍石、珪弗化ナトリウム、酸化鉛を原料とするガラス又はガラス製品製造用 | 大気１種 | 大気 1,2 種 | |
| | | 管理者法施行令２条２項１号 | | |
| 10 | 無機化学工業品又は食料品の製造用反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)及び直火炉(26 の項に掲げるものを除く。) | 大気 1,3 種 | 大気 1～4 種 | 選任不要* |
| 11 | 乾燥炉(14 の項及び 23 の項に掲げるものを除く。) | | | |
| 12 | 製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造用電気炉 | | | |
| 13 | 廃棄物焼却炉 | 管理者法上は適用外（実務経験として算入できません） | | |
| 14 | 銅、鉛又は亜鉛の精錬用焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉 | 大気１種 | 大気 1,2 種 | |
| 15 | カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造用乾燥施設 | | | |
| 16 | 塩素化エチレンの製造用塩素急速冷却施設 | | | |
| 17 | 塩化第二鉄の製造用溶解槽 | | | |
| 18 | 活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)用反応炉 | | | |
| 19 | 化学製品の製造用塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するも | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | のに限り、前３項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。) | | |
| 20 | アルミニウムの製錬用電解炉 | | |
| 21 | 燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)用反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉 | | |
| 22 | 弗酸の製造用凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設(密閉式のものを除く。) | | |
| 23 | トリポリ燐酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)用反応施設、乾燥炉及び焼成炉 | | |
| 24 | 鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)又は鉛の管、板若しくは線の製造用溶解炉 | | |
| 25 | 鉛蓄電池の製造用溶解炉 | | |
| 26 | 鉛系顔料の製造用溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設 | | |

* １万m³/h未満でも法令で規定するばい煙発生施設であれば実務経験として算入することができます。

## 大気汚染防止法対象のばい煙発生施設と管理者法の資格の関係（３）

| 施行令別表１(番号) | 施　設　の　区　分 | 総排出ガス量別選任すべき管理者 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | ４万m³/h以上 | ４万～１万m³/h | １万m³/h未満 |
| 27 | 硝酸の製造用吸収施設、漂白施設及び濃縮施設 | 大気1,3種 | 大気1～4種 | 選任不要* |
| 28 | コークス炉 | | | |
| 29 | ガスタービン | | | |
| 30 | ディーゼル機関 | | | |
| 31 | ガス機関 | | | |
| 32 | ガソリン機関 | | | |

* １万m³/h未満でも法令で規定するばい煙発生施設であれば実務経験として算入することができます。

## 参考３　大気汚染防止法対象の一般粉じん発生施設と管理者法の資格の関係

| 施行令別表２(番号) | 施　設　の　区　分 | 規　模　要　件 | 選任すべき管理者 |
|---|---|---|---|
| 1 | コークス炉 | 原料処理能力が一日当たり 50 トン以上であること。 | 一般粉じん又は、特定粉じん<br>又は、大気 1～4 種※ |
| 2 | 鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場 | 面積が 1,000 平方メートル以上であること。 | |
| 3 | ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。） | ベルトの幅が 75 センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が 0.03 立方メートル以上であること。 | |
| 4 | 破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。） | 原動機の定格出力が 75 キロワット以上であること。 | |
| 5 | ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。） | 原動機の定格出力が 15 キロワット以上であること。 | |

## 参考４　大気汚染防止法対象の特定粉じん発生施設と管理者法の資格の関係

<table>
<tr><th>施行令<br>別表2-2<br>(番号)</th><th>施　設　の　区　分</th><th>規　模　要　件</th><th>選任すべき<br>管理者</th></tr>
<tr><td>1</td><td>解綿用機械</td><td rowspan="3">原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。</td><td rowspan="10">特定粉じん<br><br>又は、<br>大気1～4種※</td></tr>
<tr><td>2</td><td>混合機</td></tr>
<tr><td>3</td><td>紡織用機械</td></tr>
<tr><td>4</td><td>切断機</td><td rowspan="6">原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。</td></tr>
<tr><td>5</td><td>研磨機</td></tr>
<tr><td>6</td><td>切削用機械</td></tr>
<tr><td>7</td><td>破砕機及び摩砕機</td></tr>
<tr><td>8</td><td>プレス（剪断加工用のものに限る。）</td></tr>
<tr><td>9</td><td>穿孔機</td></tr>
<tr><td colspan="4">備考　この表に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。</td></tr>
</table>

※ばい煙発生施設の実務経験では、一般粉じん、特定粉じんの申込はできません。

※一般粉じん及び特定粉じんの発生施設の実務経験では、大気関係第1～4種の申込はできません。

## 参考５　水質汚濁防止法対象の汚水等排出施設と管理者法の資格の関係（１）

<table>
<tr><th rowspan="2">施行令<br>別表１<br>(番号)</th><th rowspan="2">施　設　の　区　分</th><th colspan="3">総排出水量別<br>選任すべき管理者</th></tr>
<tr><th>１万m³/日<br>以上</th><th>１万～１千<br>m³/日</th><th>１千m³/日<br>未満</th></tr>
<tr><td>1</td><td>鉱業又は水洗炭業用施設で、次に掲げるもの<br>イ 選鉱施設、ロ 選炭施設、ハ 坑水中和沈でん施設、<br>ニ 掘さく用の泥水分離施設</td><td colspan="3" rowspan="2">管理者法上適用外<br>（実務経験として算入できません）</td></tr>
<tr><td>１の２</td><td>畜産農業又はサービス業用施設で、次に掲げるもの（47. 10. 1 施行）<br>イ 豚房施設（豚房の総面積が 50 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）<br>ロ 牛房施設（牛房の総面積が 200 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）<br>ハ 馬房施設（馬房の総面積が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</td></tr>
<tr><td>2</td><td>畜産食料品製造業用施設で、次に掲げるもの<br>イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）、<br>ハ 湯煮施設</td><td rowspan="12">水質<br>1,3 種</td><td rowspan="12">水質<br>1～4 種</td><td rowspan="12">選任不要*</td></tr>
<tr><td>3</td><td>水産食料品製造業用施設で、次に掲げるもの<br>イ 水産動物原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 脱水施設、<br>ニ ろ過施設、ホ 湯煮施設</td></tr>
<tr><td>4</td><td>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業用施設で、次に掲げるもの<br>イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 圧搾施設、<br>ニ 湯煮施設</td></tr>
<tr><td>5</td><td>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業用施設であって、次に掲げるもの<br>イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設 、ハ 湯煮施設、<br>ニ 濃縮施設、ホ 精製施設、ヘ ろ過施設</td></tr>
<tr><td>6</td><td>小麦粉製造業の用に供する洗浄施設</td></tr>
<tr><td>7</td><td>砂糖製造業用施設で、次に掲げるもの<br>イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）、<br>ハ ろ過施設、ニ 分離施設、ホ 精製施設</td></tr>
<tr><td>8</td><td>パン若しくは菓子の製造業又は製あん業用粗製あんの沈でんそう</td></tr>
<tr><td>9</td><td>米菓製造業又はこうじ製造業用洗米機</td></tr>
<tr><td>10</td><td>飲料製造業用施設で、次に掲げるもの<br>イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）、<br>ハ 搾汁施設、ニ ろ過施設、ホ 湯煮施設、<br>ヘ 蒸留施設</td></tr>
<tr><td>11</td><td>動物系飼料又は有機質肥料の製造業用施設で、次に掲げるもの<br>イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 圧搾施設、<br>ニ 真空濃縮施設、ホ 水洗式脱臭施設</td></tr>
</table>

* １千m³/日未満でも法令で規定する特定施設であれば実務経験として算入することができます。

## 水質汚濁防止法対象の汚水等排出施設と管理者法の資格の関係（２）

| 施行令別表１(番号) | 施　設　の　区　分 | 総排出水量別選任すべき管理者 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | １万m³/日以上 | １万～１千m³/日 | １千m³/日未満 |
| 12 | 動植物油脂製造業用施設で、次に掲げるもの<br>イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 圧搾施設、<br>ニ 分離施設 | 水質<br>1,3 種 | 水質<br>1～4 種 | 選任不要* |
| 13 | イースト製造業用施設で、次に掲げるもの<br>イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 分離施設 | | | |
| 14 | でん粉又は化工でん粉の製造業用施設で、次に掲げるもの<br>イ 原料浸せき施設、ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）、<br>ハ 分離施設、ニ 渋だめ及びこれに類する施設 | | | |
| 15 | ぶどう糖又は水あめの製造業用施設で、次に掲げるもの<br>イ 原料処理施設、ロ ろ過施設、ハ 精製施設 | | | |
| 16 | めん類製造業用湯煮施設 | | | |
| 17 | 豆腐又は煮豆の製造業用湯煮施設 | | | |
| 18 | インスタントコーヒー製造業用抽出施設 | | | |
| 18 の 2 | 冷凍調理食品製造業用施設で、次に掲げるもの<br>（57．1．1 施行）<br>イ 原料処理施設、ロ 湯煮施設、ハ 洗浄施設 | | | |
| 18 の 3 | たばこ製造業用施設で、次に掲げるもの（57．1．1 施行）<br>イ 水洗式脱臭施設、ロ 洗浄施設 | | | |
| 19 | 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業用施設で、次に掲げるもの<br>イ まゆ湯煮施設、ロ 副蚕処理施設、ハ 原料浸せき施設、<br>ニ 精練機及び精練そう、ホ シルケット機、<br>ヘ 漂白機及び漂白そう、ト 染色施設、チ 薬液浸透施設、<br>リ のり抜き施設（49．12．1 施行） | | | |
| | 上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。 | 水質１種 | 水質 1,2 種 | |
| 20 | 洗毛業用施設で、次に掲げるもの<br>イ 洗毛施設、ロ 洗化炭施設 | 水質<br>1,3 種 | 水質<br>1～4 種 | 選任不要* |
| 21 | 化学繊維製造業用施設で、つぎに掲げるもの<br>イ 湿式紡糸施設、<br>ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設、<br>ハ 原料回収施設 | | | |
| 21 の 2 | 一般製材業又は木材チップ製造業用湿式バーカー<br>（57．1．1 施行） | | | |
| 21 の 3 | 合板製造業用接着機洗浄施設（57．1．1 施行） | | | |
| 21 の 4 | パーティクルボード製造業用施設で、次に掲げるもの<br>（57．1．1 施行）<br>イ 湿式バーカー、ロ 接着機洗浄施設 | | | |
| 22 | 木材薬品処理業用施設で、次に掲げるもの<br>イ 湿式バーカー、ロ 薬液浸透施設（次ページへつづく） | | | |

＊ １千m³/日未満でも法令で規定する特定施設であれば実務経験として算入することができます。

## 水質汚濁防止法対象の汚水等排出施設と管理者法の資格の関係（３）

| 施行令別表１(番号) | 施　設　の　区　分 | 総排出水量別選任すべき管理者 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | １万m³/日以上 | １万～１千m³/日 | １千m³/日未満 |
| 22 | 上記の施設で、六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。 | **水質１種** | **水質1,2種** | |
| 23 | パルプ、紙又は紙加工品の製造業用施設で、次に掲げるもの<br>イ 原料浸せき施設、ロ 湿式バーカー、ハ 砕木機、<br>ニ 蒸解施設、ホ 蒸解廃液濃縮施設、<br>ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設、ト 漂白施設、<br>チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）、<br>リ セロハン製膜施設、ヌ 湿式繊維板成型施設、<br>ル 廃ガス洗浄施設 | **水質1,3種** | **水質1～4種** | 選任不要* |
| 23の2 | 新聞業、出版業、印刷業又は製版業用施設で、次に掲げるもの（57．1．1施行）<br>イ 自動式フィルム現像洗浄施設、<br>ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設 | | | |
| | 上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフイルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る。 | **水質１種** | **水質1,2種** | |
| 24 | 化学肥料製造業用施設で、次に掲げるもの<br>イ ろ過施設、ロ 分離施設、ハ 水洗式破砕施設、<br>ニ 廃ガス洗浄施設、ホ 湿式集じん施設 | **水質1,3種** | **水質1～4種** | 選任不要* |
| | 上記の施設で、ふつ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。 | **水質１種** | **水質1,2種** | |
| 25 | 削除（水銀に関する水俣条約発効のため　H29.8.16） | | | |
| 26 | 無機顔料製造業用施設で、次に掲げるもの<br>イ 洗浄施設、ロ ろ過施設、ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機、ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設、ホ 廃ガス洗浄施設 | **水質1,3種** | **水質1～4種** | 選任不要* |
| | 上記の施設で、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。 | **水質１種** | **水質1,2種** | |
| 27 | 前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業用施設で、次に掲げるもの<br>イ ろ過施設、ロ 遠心分離機、ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設、ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設、ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設、ト ようそ製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設、<br>チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設、<br>リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設、<br>ヌ 廃ガス洗浄施設、ル 湿式集じん施設<br>（次ページへつづく） | **水質1,3種** | **水質1～4種** | 選任不要* |

* １千m³/日未満でも法令で規定する特定施設であれば実務経験として算入することができます。

## 水質汚濁防止法対象の汚水等排出施設と管理者法の資格の関係（４）

| 施行令別表１(番号) | 施　設　の　区　分 | 総排出水量別選任すべき管理者 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | １万m³/日以上 | １万～１千m³/日 | １千m³/日未満 |
| 27 | 上記の施設で、水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質（以下「有害物質」という。）又はこれらを含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造用に供するもの及び黄燐の製造の用に供するものに限る。 | **水質１種** | **水質 1,2 種** | |
| 28 | カーバイド法アセチレン誘導品製造業用施設で、次に掲げるもの<br>イ 湿式アセチレンガス発生施設、ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設、ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設、ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設、ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設、ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設 | **水質 1,3 種** | **水質 1～4 種** | 選任不要* |
| | 上記の施設で、塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。 | **水質１種** | **水質 1,2 種** | |
| 29 | コールタール製品製造業用施設で、次に掲げるもの<br>イ ベンゼン類硫酸洗浄施設、ロ 静置分離器、<br>ハ タール酸ソーダ硫酸分離施設 | | | |
| 30 | 発酵工業(第５号、第 10 号及び第 13 号に掲げる事業を除く。)用施設で、次に掲げるもの<br>イ 原料処理施設、ロ 蒸留施設、ハ 遠心分離機、<br>ニ ろ過施設 | **水質 1,3 種** | **水質 1～4 種** | 選任不要* |
| 31 | メタン誘導品製造業用施設で、次に掲げるもの<br>イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設、ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設、ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設 | | | |
| | 上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。 | **水質１種** | **水質 1,2 種** | |
| 32 | 有機顔料又は合成染料の製造業用施設で、次に掲げるもの<br>イ ろ過施設、<br>ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設<br>ハ 遠心分離機、ニ 廃ガス洗浄施設 | **水質 1,3 種** | **水質 1～4 種** | 選任不要* |
| | 上記の施設で、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料又は合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。) | **水質１種** | **水質 1,2 種** | |

* １千m³/日未満でも法令で規定する特定施設であれば実務経験として算入することができます。

## 水質汚濁防止法対象の汚水等排出施設と管理者法の資格の関係（５）

| 施行令別表１(番号) | 施　設　の　区　分 | 総排出水量別選任すべき管理者 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | １万m³/日以上 | １万～１千m³/日 | １千m³/日未満 |
| 33 | 合成樹脂製造業用施設で、次に掲げるもの<br>イ 縮合反応施設、ロ 水洗施設、ハ 遠心分離機、<br>ニ 静置分離機、ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設、ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設、<br>ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設、チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設、リ 廃ガス洗浄施設、<br>ヌ 湿式集じん施設 | **水質1,3種** | **水質1～4種** | 選任不要* |
| | 上記の施設で、塩化ビニルモノマー(※)を原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふつ素樹脂の製造の用に供するもの、1,4-ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレートの製造の用に供するものに限る。※特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されている場合に限定。(25.3.7 技術的助言　環水大総発第 1302203 号) | **水質１種** | **水質1,2種** | |
| 34 | 合成ゴム製造業用施設で、次に掲げるもの<br>イ ろ過施設、ロ 脱水施設、ハ 水洗施設、<br>ニ ラテックス濃縮施設、ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器 | **水質1,3種** | **水質1～4種** | 選任不要* |
| | 上記の施設で、テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは 2-クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る | **水質１種** | **水質1,2種** | |
| 35 | 有機ゴム薬品製造業用施設で、次に掲げるもの<br>イ 蒸留施設、ロ 分離施設、ハ 廃ガス洗浄施設 | **水質1,3種** | **水質1～4種** | 選任不要* |
| | 上記の施設で、2-クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る。 | **水質１種** | **水質1,2種** | |
| 36 | 合成洗剤製造業用施設で、次に掲げるもの<br>イ 廃酸分離施設、ロ 廃ガス洗浄施設、<br>ハ 湿式集じん施設 | **水質1,3種** | **水質1～4種** | 選任不要* |
| 37 | 前 6 号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガスの中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第 51 号に掲げる事業を除く。）用施設で、次に掲げるもの<br>イ 洗浄施設、ロ 分離施設、ハ ろ過施設、ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設、ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設、　（次ページへつづく） | | | |

* １千m³/日未満でも法令で規定する特定施設であれば実務経験として算入することができます。

## 水質汚濁防止法対象の汚水等排出施設と管理者法の資格の関係（６）

| 施行令別表１(番号) | 施　設　の　区　分 | 総排出水量別選任すべき管理者 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | １万m³/日以上 | １万～１千m³/日 | １千m³/日未満 |
| 37 | へ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設、ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設、チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設、リ 2－エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設、ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設、ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設、ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設、ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器、カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設、ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設、タ 廃ガス洗浄施設 | **水質1,3種** | **水質1～4種** | 選任不要* |
| | 上記の施設で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸（カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料（硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。）、高級アルコール（１分子を構成する炭素の原子の数が６個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、キシレン（ほう素化合物を触媒として使用し、又はふつ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。）、アルキルベンゼン（ふつ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）若しくはエチレンオキサイドの製造の用に供するもの又はエチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。 | **水質１種** | **水質1,2種** | |
| 38 | 石けん製造業用施設で、次に掲げるもの<br>イ 原料精製施設、ロ 塩析施設 | **水質1,3種** | **水質1～4種** | 選任不要* |
| 38の2 | 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。） | **水質１種** | **水質1,2種** | |
| 39 | 硬化油製造業用施設で、次に掲げるもの<br>イ 脱酸施設、ロ 脱臭施設 | **水質1,3種** | **水質1～4種** | 選任不要* |
| 40 | 脂肪酸製造業用蒸留施設 | | | |
| 41 | 香料製造業用施設で、次に掲げるもの<br>イ 洗浄施設、ロ 抽出施設 | | | |
| | 上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。 | **水質１種** | **水質1,2種** | |

* １千m³/日未満でも法令で規定する特定施設であれば実務経験として算入することができます。

## 水質汚濁防止法対象の汚水等排出施設と管理者法の資格の関係（７）

| 施行令別表１(番号) | 施　設　の　区　分 | 総排出水量別 選任すべき管理者 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | １万m³/日以上 | １万～１千m³/日 | １千m³/日未満 |
| 42 | ゼラチン又はにかわの製造業用施設で、次に掲げるもの<br>イ 原料処理施設、ロ 石灰づけ施設、ハ 洗浄施設 | **水質 1,3 種** | **水質 1～4 種** | 選任不要* |
| 43 | 写真感光材料製造業用の感光剤洗浄施設 | **水質１種** | **水質 1,2 種** | |
| 44 | 天然樹脂製品製造業用施設で、次に掲げるもの<br>イ 原料処理施設、ロ 脱水施設 | **水質 1,3 種** | **水質 1～4 種** | 選任不要* |
| 45 | 木材化学工業用のフルフラール蒸留施設 | **水質 1,3 種** | **水質 1～4 種** | 選任不要* |
| 46 | 第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業用施設で、次に掲げるもの<br>イ 水洗施設、ロ ろ過施設、ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設、ニ 廃ガス洗浄施設 | **水質 1,3 種** | **水質 1～4 種** | 選任不要* |
| | 上記の施設で、有害物質若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは 1,4-ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。 | **水質１種** | **水質 1,2 種** | |
| 47 | 医薬品製造業用施設で、次に掲げるもの<br>イ 動物原料処理施設、ロ ろ過施設、ハ 分離施設、ニ 混合施設（第２条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）、ホ 廃ガス洗浄施設 | **水質 1,3 種** | **水質 1～4 種** | 選任不要* |
| | 上記の施設で、水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは 1,4-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。 | **水質１種** | **水質 1,2 種** | |
| 48 | 火薬製造業用の洗浄施設 | **水質 1,3 種** | **水質 1～4 種** | 選任不要* |
| | 上記の施設で、ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。 | **水質１種** | **水質 1,2 種** | |
| 49 | 農薬製造業用の混合施設 | **水質 1,3 種** | **水質 1～4 種** | 選任不要* |
| 50 | 第２条各号に掲げる物質（※）を含有する試薬の製造業用の試薬製造施設<br>（※1：水質汚濁防止法施行令第２条に掲げる物質<br>1 カドミウム及びその化合物、2 シアン化合物、3 有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)、4 鉛及びその化合物、5 六価クロム化合物、6 砒素及びその化合物、7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、8 ポリ塩化ビフェニル、9 トリクロロエチレン、10 テトラクロロエチレン、11 ジクロロメタン、12 四塩化炭素、13 1,2-ジクロロエタン、14 1,1-ジクロロエチレン、15 シス-1,2-ジクロロエチレン、16 1,1,1-トリクロロエタン、　（次ページへつづく） | | | |

* １千m³/日未満でも法令で規定する特定施設であれば実務経験として算入することができます。

## 水質汚濁防止法対象の汚水等排出施設と管理者法の資格の関係（８）

| 施行令別表１(番号) | 施　設　の　区　分 | 総排出水量別選任すべき管理者 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | １万m³/日以上 | １万～１千m³/日 | １千m³/日未満 |
| 50 | 17 1,1,2-トリクロロエタン、18 1,3-ジクロロプロペン、19 チウラム、20 シマジン、21 チオベンカルブ、22 ベンゼン、23 セレン及びその化合物、24 ほう素及びその化合物、25 ふっ素及びその化合物、26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、27 塩化ビニルモノマー 28 1,4-ジオキサン） | **水質１,３種** | **水質１～４種** | 選任不要* |
| | 上記の施設で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は 1,4-ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る。 | **水質１種** | **水質１,２種** | |
| 51 | 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）用施設で、次に掲げるもの<br>イ 脱塩施設、ロ 原油常圧蒸留施設、ハ 脱硫施設、ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設、ホ 潤滑油洗浄施設 | **水質１,３種** | **水質１～４種** | 選任不要* |
| | 上記の施設で、トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。 | **水質１種** | **水質１,２種** | |
| 51の2 | 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、再生タイヤ製造業又はゴム板製造業用の直接加硫施設（57．１．１施行） | **水質１,３種** | **水質１～４種** | 選任不要* |
| 51の3 | 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業用のラテックス成形型洗浄施設（57．１．１施行） | | | |
| 52 | 皮革製造業用施設で、次に掲げるもの<br>イ 洗浄施設、ロ 石灰づけ施設、ハ タンニンづけ施設、ニ クロム浴施設、ホ 染色施設 | | | |
| 53 | ガラス又はガラス製品の製造業用施設で、次に掲げるもの<br>イ 研摩洗浄施設、ロ 廃ガス洗浄施設 | | | |
| | 上記の施設で、硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふつ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふつ素若しくはその化合物を使用する研摩洗浄の用に供するものに限る。 | **水質１種** | **水質１,２種** | |
| 54 | セメント製品製造業用施設で、次に掲げるもの<br>イ 抄造施設、ロ 成型機、<br>ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。） | **水質１,３種** | **水質１～４種** | 選任不要* |
| 55 | 生コンクリート製造業用のバッチャープラント | | | |
| 56 | 有機質砂かべ材製造業用の混合施設 | | | |
| 57 | 人造黒鉛電極製造業用の成型施設 | | | |
| 58 | 窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業用施設で、次に掲げるもの<br>イ 水洗式破砕施設、ロ 水洗式分別施設、<br>ハ 酸処理施設、ニ 脱水施設 | | | |
| | 上記の施設で、ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。 | **水質１種** | **水質１,２種** | |

* １千m³/日未満でも法令で規定する特定施設であれば実務経験として算入することができます。

## 水質汚濁防止法対象の汚水等排出施設と管理者法の資格の関係（９）

| 施行令別表１(番号) | 施　設　の　区　分 | 総排出水量別選任すべき管理者 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | １万m³/日以上 | １万～１千m³/日 | １千m³/日未満 |
| 59 | 砕石業用施設で、次に掲げるもの<br>イ 水洗式破砕施設、ロ 水洗式分別施設 | **水質1,3種** | **水質1～4種** | 選任不要* |
| 60 | 砂利採取業用の水洗式分別施設 | 管理者法上は適用外<br>（実務経験として算入できません） | | |
| 61 | 鉄鋼業用施設で、次に掲げるもの<br>イ タール及びガス液分離施設、<br>ロ ガス冷却洗浄施設、ハ 圧延施設、ニ焼入れ施設、<br>ホ 湿式集じん施設 | **水質1,3種** | **水質1～4種** | 選任不要* |
| | 上記の施設で、コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。 | **水質１種** | **水質1,2種** | |
| 62 | 非鉄金属製造業用施設で、次に掲げるもの<br>イ 還元そう、ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。）、<br>ハ 焼入れ施設、ニ 水銀精製施設、<br>ホ 廃ガス洗浄施設、ヘ 湿式集じん施設<br>鉱山保安法第２条第２項の鉱山に設置されるものを除く | **水質1,3種** | **水質1～4種** | 選任不要* |
| | 上記の施設で、銅、鉛若しくは亜鉛の第１次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第２次製錬、水銀の精製又はふつ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る。 | **水質１種** | **水質1,2種** | |
| 63 | 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）用施設で、次に掲げるもの<br>イ 焼入れ施設、ロ 電解式洗浄施設、<br>ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設、<br>ニ 水銀精製施設、ホ 廃ガス洗浄施設 | **水質1,3種** | **水質1～4種** | 選任不要* |
| | 上記の施設で、液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。 | **水質１種** | **水質1,2種** | |
| 63の2 | 空きびん卸売業用の用に供する自動式洗びん施設（57．1．1施行） | 管理者法上適用外<br>（実務経験として算入できません） | | |
| 63の3 | 石炭を燃料とする火力発電施設のうち，廃ガス洗浄施設（H13．7．1施行） | **水質１種** | **水質1,2種** | |
| 64 | ガス供給業又はコークス製造業用施設で、次に掲げるもの<br>イ タール及びガス液分離施設、<br>ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。） | **水質1,3種** | **水質1～4種** | 選任不要* |
| | 上記の施設で、コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る。 | **水質１種** | **水質1,2種** | |
| 64の2 | 水道施設（水道法第３条第８項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法第２条第６項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第１項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が１日当たり１万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（51．6．１施行）<br>イ 沈でん施設、ロ ろ過施設 | 管理者法上適用外<br>（実務経験として算入できません） | | |

* １千m³/日未満でも法令で規定する特定施設であれば実務経験として算入することができます。

## 水質汚濁防止法対象の汚水等排出施設と管理者法の資格の関係（１０）

<table>
<tr><th rowspan="2">施行令<br>別表１<br>(番号)</th><th rowspan="2">施　設　の　区　分</th><th colspan="3">総排出水量別<br>選任すべき管理者</th></tr>
<tr><th>１万m³/日<br>以上</th><th>１万～１千<br>m³/日</th><th>１千m³/日<br>未満</th></tr>
<tr><td>65</td><td>酸又はアルカリによる表面処理施設</td><td>水質<br>1,3 種</td><td>水質<br>1～4 種</td><td>選任不要*</td></tr>
<tr><td></td><td>上記の施設で、クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。</td><td>水質１種</td><td colspan="2">水質 1,2 種</td></tr>
<tr><td>66</td><td>電気めっき施設</td><td>水質<br>1,3 種</td><td>水質<br>1～4 種</td><td>選任不要*</td></tr>
<tr><td></td><td>上記の施設で、カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふっ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めっきの用に供するものに限る。</td><td>水質１種</td><td colspan="2">水質 1,2 種</td></tr>
<tr><td>66 の 2</td><td>エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く）</td><td>水質１種</td><td colspan="2">水質 1,2 種</td></tr>
<tr><td>66 の 3</td><td>旅館業（旅館業法第 2 条第 1 項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）用施設で、次に掲げるもの（49. 12. 1 施行）<br>イ ちゅう房施設、ロ 洗たく施設、ハ 入浴施設</td><td colspan="3" rowspan="8">管理者法上適用外<br>（実務経験として算入できません）</td></tr>
<tr><td>66 の 4</td><td>共同調理場（学校給食法第 6 条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務用部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（63. 10. 1 施行）</td></tr>
<tr><td>66 の 5</td><td>弁当仕出屋又は弁当製造業用のちゅう房施設（総床面積が 360 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（63. 10. 1 施行）</td></tr>
<tr><td>66 の 6</td><td>飲食店（次号及び第 66 号の 8 に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 420 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（63. 10. 1 施行）</td></tr>
<tr><td>66 の 7</td><td>そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 630 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（63. 10. 1 施行）</td></tr>
<tr><td>66 の 8</td><td>料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が 1,500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（63. 10. 1 施行）</td></tr>
<tr><td>67</td><td>洗たく業用の洗浄施設</td></tr>
<tr><td>68</td><td>写真現像業用の自動式フィルム現像洗浄施設</td></tr>
</table>

* １千m³/日未満でも法令で規定する特定施設であれば実務経験として算入することができます。

## 水質汚濁防止法対象の汚水等排出施設と管理者法の資格の関係（１１）

| 施行令別表１(番号) | 施　設　の　区　分 | 総排出水量別選任すべき管理者 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | １万m³/日以上 | １万～１千m³/日 | １千m³/日未満 |
| 68 の 2 | 病院（医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が 300 以上であるものに設置される施設で、次に掲げるもの（54．5．10 施行）<br>イ ちゅう房施設、ロ 洗浄施設、ハ 入浴施設 | 管理者法上適用外<br>（実務経験として算入できません） | | |
| 69 | と畜業又は死亡獣畜取扱業用の解体施設 | | | |
| 69 の 2 | 卸売市場（卸売市場法第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1,000 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（R02．6．21 施行）<br>イ　卸売場、ロ　仲卸売場 | | | |
| 70 | 廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号に規定するものをいう。） | | | |
| 70 の 2 | 自動車特定整備事業（道路運送車両法第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 800 平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）（R02．4．1 施行） | | | |
| 71 | 自動式車両洗浄施設 | | | |
| 71 の 2 | 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で、環境省令で定めるもの（※）に設置されるそれらの業務用施設で、次に掲げるもの（49．12．1 施行）<br>イ 洗浄施設、ロ 焼入れ施設<br>※環境省令で定める事業場は次に掲げる事業場とする（施行規則第１条の２）。<br>1 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）<br>2 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）<br>3 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前２号に該当するものを除く。）<br>4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設<br>5 保健所<br>6 検疫所<br>7 動物検疫所<br>8 植物防疫所<br>9 家畜保健衛生所　（次ページへつづく） | | | |

## 水質汚濁防止法対象の汚水等排出施設と管理者法の資格の関係（１２）

<table>
<tr><th rowspan="2">施行令<br>別表１<br>(番号)</th><th rowspan="2">施　設　の　区　分</th><th colspan="3">総排出水量別<br>選任すべき管理者</th></tr>
<tr><th>１万m³/日<br>以上</th><th>１万～１千<br>m³/日</th><th>１千m³/日<br>未満</th></tr>
<tr><td>71 の 2</td><td>10 検査業に属する事業場<br>11 商品検査業に属する事業場<br>12 臨床検査業に属する事業場<br>13 犯罪鑑識施設</td><td colspan="3" rowspan="3">管理者法上適用外<br>（実務経験として算入できません）</td></tr>
<tr><td>71 の 3</td><td>一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定するもの（※）をいう。）である焼却施設（54. 5. 10 施行）<br>※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項の政令で定めるごみ処理施設は、1 日当たりの処理能力が 5 トン以上（焼却施設にあっては、1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上又は火格子面積が 2m² 以上）のごみ処理施設とする（施行令第５条）。</td></tr>
<tr><td>71 の 4</td><td>産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの<br>イ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設（※１）で、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第 14 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの（57. 1. 1 施行）<br>※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号の産業廃棄物処理施設は、次のとおりとする。（第 3 号、第 5 号又は第 8 号に掲げるものにあっては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る（環水規 18 号）。）<br>1 号 汚泥の脱水施設で、1 日当たりの処理能力 10m³ を超えるもの。<br>3 号 汚泥（PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く。）の焼却施設で、次のいずれかに該当するもの<br>イ 1 日当たりの処理能力が 5m³ を超えるもの<br>ロ 1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上のもの<br>ハ 火格子面積が 2m² 以上のもの<br>4 号 廃油の油水分離施設で、1 日当たりの処理能力が 10 m³ を超えるもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号の廃油処理施設を除く。）<br>5 号 廃油（廃 PCB 等を除く。）の焼却施設で、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号の廃油処理施設を除く。）<br>イ 1 日当たりの処理能力が 1m³ を超えるもの<br>ロ 1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上のもの<br>ハ 火格子面積が 2m² 以上のもの<br>6 号 廃酸又は廃アルカリの中和施設で、1 日当たりの処理能力が 50m³ を超えるもの<br>（次ページへつづく）</td></tr>
</table>

## 水質汚濁防止法対象の汚水等排出施設と管理者法の資格の関係（１３）

<table>
<tr><th rowspan="2">施行令<br>別表１<br>(番号)</th><th rowspan="2">施　設　の　区　分</th><th colspan="3">総排出水量別<br>選任すべき管理者</th></tr>
<tr><th>１万m³/日<br>以上</th><th>１万～１千<br>m³/日</th><th>１千m³/日<br>未満</th></tr>
<tr><td>71 の 4</td><td>8 号 廃プラスチック類（PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く。）の焼却施設で、次のいずれかに該当するもの<br>イ 1 日当たりの処理能力が 100kg を超えるもの<br>ロ 火格子面積が 2m² 以上のもの<br>11 号 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設<br>ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設（※２）（10．6．17 施行）<br>※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる産業廃棄物処理施設（第 12 号に掲げるものにあっては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）は次のとおりとする。<br>12 号 廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設<br>12 の 2 号 廃 PCB 等（PCB 汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入された PCB を含む）又は PCB 処理物の分解施設<br>13 号 PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設</td><td colspan="3">管理者法上適用外<br>（実務経験として算入できません）</td></tr>
<tr><td>71 の 5</td><td>トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）（3．10．1 施行）</td><td rowspan="2">水質 1 種</td><td colspan="2" rowspan="2">水質 1,2 種</td></tr>
<tr><td>71 の 6</td><td>トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）（3．10．1 施行）</td></tr>
<tr><td>72</td><td>し尿処理施設（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。）</td><td colspan="3" rowspan="4">管理者法上適用外<br>（実務経験として算入できません）</td></tr>
<tr><td>73</td><td>下水道終末処理施設</td></tr>
<tr><td>74</td><td>特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前 2 号に掲げるものを除く。）</td></tr>
<tr><td>指定地域特定施設<br>(施行令第3条の2)</td><td>政令で指定された地域（※）において、特定施設となる施設。<br>※ 建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽（3．4．1 施行）</td></tr>
</table>

## 参考６　騒音規制法対象施設と管理者法の資格の関係

<table>
<tr><th>番号</th><th>施行令別表１</th><th>施設の区分</th><th>規　模　要　件</th><th>選任すべき管理者</th></tr>
<tr><td rowspan="12">1</td><td rowspan="12">金属加工機械</td><td>イ　圧延機械</td><td>原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。</td><td rowspan="4">選任不要*<br>（管理者法上適用外）</td></tr>
<tr><td colspan="2">ロ　製管機械</td></tr>
<tr><td>ハ　ベンディングマシン</td><td>ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">ニ　液圧プレス（矯正プレスを除く。）</td></tr>
<tr><td>ホ　機械プレス</td><td>呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。</td><td>騒音又は騒音・振動*<br>980 キロニュートン以上</td></tr>
<tr><td>ヘ　せん断機</td><td>原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。</td><td>選任不要*<br>（管理者法上適用外）</td></tr>
<tr><td>ト　鍛造機</td><td></td><td>騒音又は騒音・振動*<br>重量１トン以上のハンマー</td></tr>
<tr><td colspan="2">チ　ワイヤーフォーミングマシン</td><td rowspan="12">選任不要*<br>（管理者法上適用外）</td></tr>
<tr><td colspan="2">リ　ブラスト（タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">ヌ　タンブラー</td></tr>
<tr><td colspan="2">ル　切断機（といしを用いるものに限る。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td colspan="2" rowspan="2">空気圧縮機及び<br><br>送風機</td><td>環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。</td></tr>
<tr><td>原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2">土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機</td><td>原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。</td></tr>
<tr><td>4</td><td colspan="3">織機（原動機を用いるものに限る。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td rowspan="2">建設用資材製造機械</td><td>イ　コンクリートプラント</td><td>気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。</td></tr>
<tr><td>ロ　アスファルトプラント</td><td>混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。</td></tr>
<tr><td>6</td><td colspan="3">穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">7</td><td rowspan="5">木材加工機械</td><td colspan="2">イ　ドラムバーカー</td></tr>
<tr><td>ロ　チッパー</td><td>原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">ハ　砕木機</td></tr>
<tr><td>ニ　帯のこ盤</td><td rowspan="2">製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。</td></tr>
<tr><td>ホ　丸のこ盤</td></tr>
<tr><td>8</td><td colspan="2">抄紙機</td><td>ヘ　かんな盤</td><td>原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。</td></tr>
<tr><td>9</td><td colspan="3">印刷機械（原動機を用いるものに限る。）</td></tr>
<tr><td>10</td><td colspan="3">合成樹脂用射出成形機</td></tr>
<tr><td>11</td><td colspan="3">鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）</td></tr>
</table>

*法令で規定する特定施設であれば実務経験として算入することができます。
注：条例で規定する施設では実務経験として算入できません。

## 参考７　振動規制法対象施設と管理者法の資格の関係

<table>
<tr><th>番号</th><th>施行令別表１</th><th>施設の区分</th><th>規　模　要　件</th><th>選任すべき管理者</th></tr>
<tr><td rowspan="5">1</td><td rowspan="5">金属加工機械</td><td colspan="2">イ　液圧プレス（矯正プレスを除く。）</td><td>振動又は騒音・振動*<br>2941 キロニュートン以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">ロ　機械プレス</td><td>振動又は騒音・振動*<br>980 キロニュートン以上</td></tr>
<tr><td>ハ　せん断機</td><td>原動機の定格出力が 1 キロワット以上のものに限る。</td><td>選任不要*<br>（管理者法上適用外）</td></tr>
<tr><td colspan="2">ニ　鍛造機</td><td>振動又は騒音・振動*<br>重量１トン以上のハンマー</td></tr>
<tr><td>ホ　ワイヤーフォーミングマシン</td><td>原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上のものに限る。</td><td rowspan="11">選任不要*<br>（管理者法上適用外）</td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="2">圧縮機</td><td>環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2">土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機</td><td>原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。</td></tr>
<tr><td>4</td><td colspan="2">織機（原動機を用いるものに限る。）</td><td></td></tr>
<tr><td>5</td><td colspan="2">コンクリートブロックマシン</td><td>原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td rowspan="2">木材加工機械</td><td>イ　ドラムバーカー</td><td></td></tr>
<tr><td>ロ　チッパー</td><td>原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。</td></tr>
<tr><td>7</td><td colspan="2">印刷機械</td><td>原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。</td></tr>
<tr><td>8</td><td colspan="2">ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機</td><td>カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 キロワット以上のものに限る。</td></tr>
<tr><td>9</td><td colspan="2">合成樹脂用射出成形機</td><td></td></tr>
<tr><td>10</td><td colspan="2">鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）</td><td></td></tr>
</table>

*法令で規定する特定施設であれば実務経験として算入することができます。
注：条例で規定する施設では実務経験として算入できません。

## 参考８　ダイオキシン類対策特別措置法対象施設と管理者法の資格の関係（１）

| 施行令別表１(番号) | 施　設　の　区　分 | 規　模　要　件 | 選任すべき管理者 |
|---|---|---|---|
| 1 | 焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉 | 原料の処理能力が１時間当たり１トン以上のもの | ダイオキシン類 |
| 2 | 製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。） | 変圧器の定格容量が 1,000 キロボルトアンペア以上のもの | |
| 3 | 亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉 | 原料の処理能力が 1 時間当たり 0.5 トン以上のもの | |
| 4 | アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉 | 焙焼炉及び乾燥炉にあっては原料の処理能力が１時間当たり 0.5 トン以上のもの、溶解炉にあっては容量が１トン以上のもの | |
| 5 | 廃棄物焼却炉 | 火床面積（廃棄物の焼却施設に２以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）が 0.5 平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に２以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）が１時間当たり 50 キログラム以上のもの | 管理者法上適用外（実務経験として算入できません） |

## 参考９　ダイオキシン類対策特別措置法対象施設と管理者法の資格の関係（２）

| 施行令別表２(番号) | 施　設　の　区　分 | 選任すべき管理者 |
|---|---|---|
| 1 | 硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 | ダイオキシン類 |
| 2 | カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 | |
| 3 | 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 | |
| 4 | アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 | |
| 5 | 担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設 | |
| 6 | 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 | |
| 7 | カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ 硫酸濃縮施設、ロ シクロヘキサン分離施設、ハ 廃ガス洗浄施設 | |
| 8 | クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ 水洗施設、ロ 廃ガス洗浄施設 | |

| 施行令別表2(番号) | 施　設　の　区　分 | 選任すべき管理者 |
|---|---|---|
| 9 | 4－クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ ろ過施設、ロ 乾燥施設、ハ 廃ガス洗浄施設 | ダイオキシン類 |
| 10 | 2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ ろ過施設、ロ 廃ガス洗浄施設 | |
| 11 | 8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ［3・2-b：3′・2′-m］トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設<br>ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設<br>ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設<br>ニ 熱風乾燥施設 | |
| 12 | アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ 廃ガス洗浄施設、ロ 湿式集じん施設 | |
| 13 | 亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ 精製施設、ロ 廃ガス洗浄施設、ハ 湿式集じん施設 | |
| 14 | 担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ ろ過施設、ロ 精製施設、ハ 廃ガス洗浄施設 | |
| 15 | 別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの<br>イ 廃ガス洗浄施設、ロ 湿式集じん施設 | 管理者法上適用外<br>（実務経験として算入できません） |
| 16 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設 | |
| 17 | フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ プラズマ反応施設、ロ 廃ガス洗浄施設、ハ 湿式集じん施設 | |
| 18 | 下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。） | |
| 19 | 第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。） | |

## 参考 10　工場、事業場の規模と選任すべき公害防止管理者等の関係

| 大気有害物質排出の有無 | 工場、事業場全体の排ガス量<br>※湿りガス量 | 公害防止管理者等の種類 | 選任できる資格者の種類 |
|---|---|---|---|
| 大気有害物質排出施設 | ４万$m^3$ 以上 | 大気関係第１種<br>公害防止管理者 | 大気関係第１種有資格者 |
| | ４万$m^3$ 未満 | 大気関係第２種<br>公害防止管理者 | 大気関係第１種有資格者<br>大気関係第２種有資格者 |
| 上記以外 | ４万$m^3$ 以上 | 大気関係第３種<br>公害防止管理者 | 大気関係第１種有資格者<br>大気関係第３種有資格者 |
| | ４万$m^3$ 未満～<br>１万$m^3$ 以上 | 大気関係第４種<br>公害防止管理者 | 大気関係第１種有資格者<br>大気関係第２種有資格者<br>大気関係第３種有資格者<br>大気関係第４種有資格者 |

| 水質有害物質排出の有無 | 工場、事業場全体の排出水量 | 公害防止管理者等の種類 | 選任できる資格者の種類 |
|---|---|---|---|
| 水質有害物質排出施設 | １万$m^3$/日以上の工場に設置されるもの。 | 水質関係第１種<br>公害防止管理者 | 水質関係第１種有資格者 |
| | １万$m^3$/日未満の工場又は、特定地下浸透水を浸透させている工場 | 水質関係第２種<br>公害防止管理者 | 水質関係第１種有資格者<br>水質関係第２種有資格者 |
| 上記以外 | １万$m^3$/日以上 | 水質関係第３種<br>公害防止管理者 | 水質関係第１種有資格者<br>水質関係第３種有資格者 |
| | １万$m^3$/日未満～<br>1000$m^3$ 日以上 | 水質関係第４種<br>公害防止管理者 | 水質関係第１種有資格者<br>水質関係第２種有資格者<br>水質関係第３種有資格者<br>水質関係第４種有資格者 |

| 公害発生施設の区分 | 公害防止管理者等の種類 | 選任できる資格者の種類 |
|---|---|---|
| 機械プレス（呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のものに限る。）<br><br>鍛造機（落下部分の重量が１トン以上のハンマーに限る。） | 騒音･振動関係<br>公害防止管理者 | 騒音･振動関係有資格者<br>※1 騒音関係有資格者 |
| 液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が 2941 キロニュートン以上のものに限る。）<br><br>機械プレス（呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のものに限る。）<br><br>鍛造機（落下部分の重量が１トン以上のハンマーに限る。） | 騒音･振動関係<br>公害防止管理者 | 騒音･振動関係有資格者<br>※1 振動関係有資格者 |
| 特定粉じん（石綿）発生施設 | 特定粉じん関係<br>公害防止管理者 | 大気関係第１種有資格者<br>大気関係第２種有資格者<br>大気関係第３種有資格者<br>大気関係第４種有資格者<br>特定粉じん関係有資格者 |
| 一般粉じん（石綿以外のもの）<br>発生施設 | 一般粉じん関係<br>公害防止管理者 | 大気関係第１種有資格者<br>大気関係第２種有資格者<br>大気関係第３種有資格者<br>大気関係第４種有資格者<br>特定粉じん関係有資格者<br>一般粉じん関係有資格者<br>※2 粉じん関係有資格者 |
| ダイオキシン類発生施設 | ダイオキシン類関係<br>公害防止管理者 | ダイオキシン類関係有資格者 |
| 排出ガス量が４万$m^3$/h 以上のばい煙発生施設を設置しており、かつ、排出水量が１万$m^3$/日以上の汚水等排出施設を設置している工場。 | 公害防止主任管理者 | 公害防止主任管理者の有資格者、又は、大気関係第１種若しくは第３種の有資格者であり、かつ、水質関係第１種若しくは第３種の有資格者である者 |

※1 平成 17 年度までの資格
※2 平成元年度までの資格

# ＜講習区分別　講習科目及び時間数＞

大気関係／粉じん関係

| 講　義　科　目 | 講義時間数 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 大気関係第１種 | 大気関係第２種 | 大気関係第３種 | 大気関係第４種 | 特定粉じん関係 | 一般粉じん関係 |
| １．公害総論 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| ２．大気概論 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| ３．大気特論 | 5 | 5 | 5 | 5 | | |
| ４．ばいじん・粉じん特論 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | |
| ５．大気有害物質特論 | 5 | 5 | | | | |
| ６．大規模大気特論 | 7 | | 7 | | | |
| ７．ばいじん・一般粉じん特論 | | | | | | 6 |
| 計 | 31 | 24 | 26 | 19 | 14 | 13 |
| 修了試験 | 2 | 1.5 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 合　計 | 33 | 25.5 | 28 | 20 | 15 | 14 |

水質関係／主任管理者

| 講　義　科　目 | 講義時間数 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 水質関係第１種 | 水質関係第２種 | 水質関係第３種 | 水質関係第４種 | 主任管理者 |
| １．公害総論 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| ２．水質概論 | 5 | 5 | 5 | 5 | |
| ３．汚水処理特論 | 11 | 11 | 11 | 11 | |
| ４．水質有害物質特論 | 5 | 5 | | | |
| ５．大規模水質特論 | 7 | | 7 | | |
| ６．大気・水質概論 | | | | | 9 |
| ７．大気関係技術特論 | | | | | 12 |
| ８．水質関係技術特論 | | | | | 11 |
| 計 | 31 | 24 | 26 | 19 | 35 |
| 修了試験 | 2 | 1.5 | 2 | 1 | 2.5 |
| 合　計 | 33 | 25.5 | 28 | 20 | 37.5 |

騒音・振動関係

| 講　義　科　目 | 講　義時間数 |
|---|---|
| １．公害総論 | 3 |
| ２．騒音・振動概論 | 13 |
| ３．騒音・振動特論 | 13 |
| 計 | 29 |
| 修了試験 | 2 |
| 合　計 | 31 |

ダイオキシン類関係

| 講　義　科　目 | 講　義時間数 |
|---|---|
| １．公害総論 | 3 |
| ２．ダイオキシン類概論 | 7 |
| ３．ダイオキシン類特論 | 14 |
| 計 | 24 |
| 修了試験 | 1.5 |
| 合　計 | 25.5 |

## ＜講習区分別　講習受講料＞

（非課税）

| 講習区分 | 金額 |
|---|---|
| 大気関係第１種 | 49,500 円 |
| 大気関係第２種 | 38,500 円 |
| 大気関係第３種 | 42,000 円 |
| 大気関係第４種 | 30,000 円 |
| 水質関係第１種 | 49,500 円 |
| 水質関係第２種 | 38,500 円 |
| 水質関係第３種 | 42,000 円 |
| 水質関係第４種 | 30,000 円 |
| 騒音・振動関係 | 46,500 円 |
| 特定粉じん関係 | 22,500 円 |
| 一般粉じん関係 | 21,000 円 |
| ダイオキシン類関係 | 38,500 円 |
| 主任管理者 | 56,500 円 |

・受講が認められた方にお送りする受講通知書同封の専用の払込取扱票にてお振り込みください。

・**講習受講料にはテキスト代は含まれません。**テキストは、受講が認められた方にお送りする受講通知書に同封される文書に従ってお買い求めください。

・**受講本申込書受理後の講習受講料の返金はいたしません。**

・講習を中止したことにより生じた受講者のいかなる損害に対して、当協会は一切賠償の責任を負いません。

# ＜受講仮申込書の提出先及び問い合わせ先＞

勤務先等の所在地により問い合わせ先（書類送り先）が自動で割り当てられます。

| | |
|---|---|
| 勤務先等が次の所在地の方 | 北海道<br>関東（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）<br>信越・北陸エリア（新潟県、長野県、山梨県、富山県、石川県、福井県）<br>東海エリアの一部（静岡県、岐阜県）<br>近畿エリアの一部（大阪府） |
| 〒100-0011 | 東京都千代田区内幸町一丁目 3 番 1 号　幸ビルディング 3 階<br>一般社団法人産業環境管理協会　公害防止管理者試験センター<br>電話　03（3528）8156　　ＦＡＸ　03（3528）8166<br>E-mail：shikenbu@jemai.or.jp |

| | |
|---|---|
| 勤務先等が次の所在地の方 | 東北（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県） |
| 〒980-0012 | 仙台市青葉区錦町一丁目 4 番 5 号　地産マンション 202 号<br>一般社団法人産業環境管理協会　東北分室<br>電話　022（225）1565　　ＦＡＸ　022（265）9040 |

| | |
|---|---|
| 勤務先等が次の所在地の方 | 東海エリアの一部（愛知県） |
| 〒460-0002 | 名古屋市中区丸の内二丁目 19 番 32 号　パインツリー丸の内 609 号<br>一般社団法人産業環境管理協会　中部分室<br>電話　052（221）1457　　ＦＡＸ　052（231）8219 |

| | |
|---|---|
| 勤務先等が次の所在地の方 | 中国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）<br>近畿エリアの一部（京都府、兵庫県） |
| 〒730-0011 | 広島市中区基町 5 番 44 号　広島商工会議所ビル 5 階<br>一般社団法人産業環境管理協会　中国分室<br>電話　082（228）8736　　ＦＡＸ　082（223）7564 |

| | |
|---|---|
| 勤務先等が次の所在地の方 | 四国（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）<br>東海エリアの一部（三重県）<br>近畿エリアの一部（滋賀県、奈良県） |
| 〒760-0033 | 高松市丸の内 2 番 5 号　ヨンデンビル本館 4 階<br>一般社団法人産業環境管理協会　四国分室<br>電話　087（822）0725　　ＦＡＸ　087（851）2452 |

| | |
|---|---|
| 勤務先等が次の所在地の方 | 九州（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）<br>近畿エリアの一部（和歌山県）<br>沖縄（沖縄県） |
| 〒812-0011 | 福岡市博多区博多駅前二丁目 9 番 28 号　福岡商工会議所ビル 7 階<br>一般社団法人産業環境管理協会　九州分室<br>電話　092（441）2054　　ＦＡＸ　092（472）9177 |